

中堅・中小企業の皆さんへ



地方から世界への飛躍

中堅・中小企業のチャレンジを
応援します。



目次

地域経済の担い手である中堅・中小企業の皆さんが、国内外で積極的にチャレンジすることを応援します。

※ このパンフレットでは、従業員数1,000人程度までの企業を「中堅・中小企業」と位置づけ、こういった企業がご活用頂ける政府の支援策を紹介しています。ご利用に当たって企業が満たすべき条件は、施策ごとに異なります。詳しくは、問い合わせ窓口にご相談下さい。

<u>1. 国際的な活躍のために</u>	・ ・ 2
<u>2. 優れた人材の育成・確保のために</u>	・ ・ 22
<u>3. 事業承継のために</u>	・ ・ 45
<u>4. 新たな事業展開への挑戦に</u>	・ ・ 49

① 海外で、ご自分の製品や技術をご紹介されたい方に

海外150ヶ国の首都や海外主要64都市にある日本の大使館・総領事館に「日本企業支援窓口」を設置し、皆様からの相談を受けています。大使館や総領事館は、皆様がご利用されるためのものです。各館は、日本製品の展示会などにも利用できます。

日本企業支援窓口

相談事、お困りごとがありましたら、まずはこちらにご連絡ください。

外務省 日本企業支援窓口リスト [検索](#)

大使館の施設を利用してプロモーション活動をしたい。

現地情勢や安全情報について知りたい。

【大使館等の利用例】



上海総領事館における
日本食品展示会

● 各国の日本大使館等には、様々な専門分野の担当官がおります。

日本企業支援担当官（食産業担当）

外務省 日本企業支援窓口リスト [検索](#)

輸出関係の規制について知りたい。

インフラプロジェクト専門官

外務省 インフラプロジェクト専門官窓口 [検索](#)

現地のインフラ案件に取り組む上で問題が起きており相談したい。

● 外務省及び大使館では、海外における危機管理に関する情報を提供しています。



『ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル』电子版・動画版を外務省海外安全ホームページに公開しています。

ゴルゴ13の海外安全対策マニュアル [検索](#)

安全対策セミナー

・国内外において、外務省の取組・海外で必要な安全対策等を紹介しています。

研修（実地訓練）

・国内外での実地訓練を実施しています。

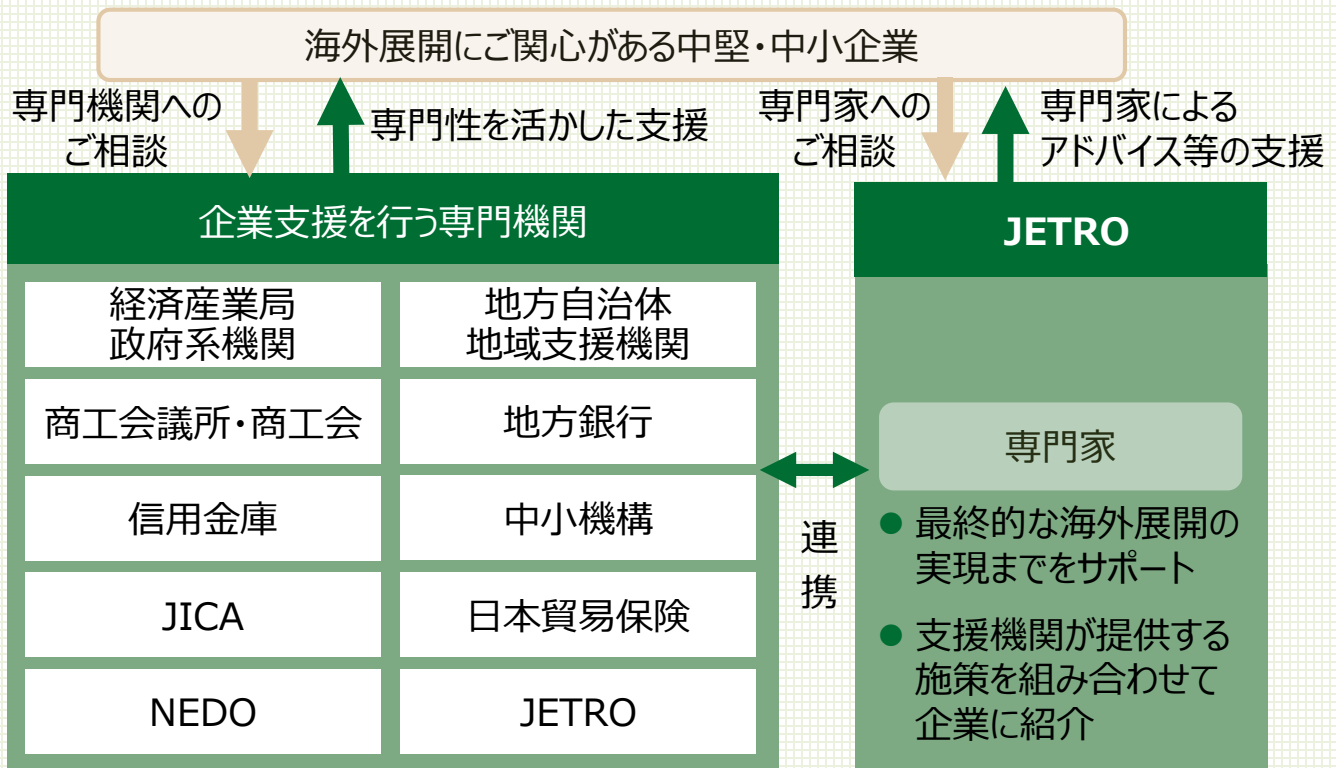
【お問い合わせ先】

外務省 経済局 官民連携推進室

TEL : 03-5501-8336 E-mail : business-support@mofa.go.jp

日本貿易振興機構（JETRO）もご活用ください。JETROには、全国47拠点（主に都道府県の県庁所在地）と海外54ヶ国74都市に事務所があります。

海外での展示会やメッセなどへの参加、海外でのパートナー探し、市場調査など、海外展開の第一歩から幅広くお手伝いします。皆様の海外訪問もサポートしますし、日本に進出する海外企業も紹介します。地域一体での取組も支援します。



【お問い合わせ先】

独立行政法人 日本貿易振興機構 <https://www.jetro.go.jp/>

TEL : 03-3582-5511 FAX : 03-3587-0219

専門家による支援内容に関して :

サポートホットライン（平日9:00-18:00）0120-95-3375

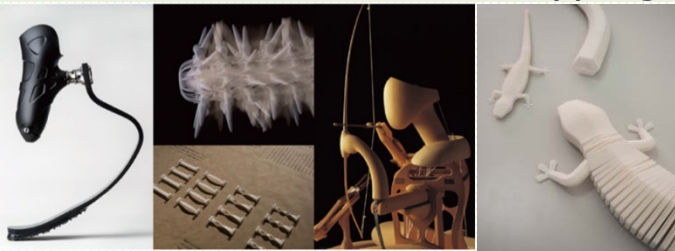
政府は、日本の魅力を発信する拠点として、ロサンゼルス、ロンドン、サンパウロにジャパン・ハウスを設置しました。

ジャパン・ハウスには、日本の製品や技術を展示するスペース、物産を販売するショップや、日本の食材を使った料理を提供するレストランを設けています。情報発信や販路開拓の拠点としてご活用ください。

多様な魅力の発信

- まだ広く知られていない日本の魅力や、ストーリー性のある日本の人・モノ・文化と出会う場を提供。
- 活動：展示、物販、飲食、ライブラリー、講演・セミナー等

○ サンパウロ及びロサンゼルスジャパン・ハウスで、公募による巡回展企画として、東京大学山中研究室の「Prototyping in TOKYO」展を開催しました。

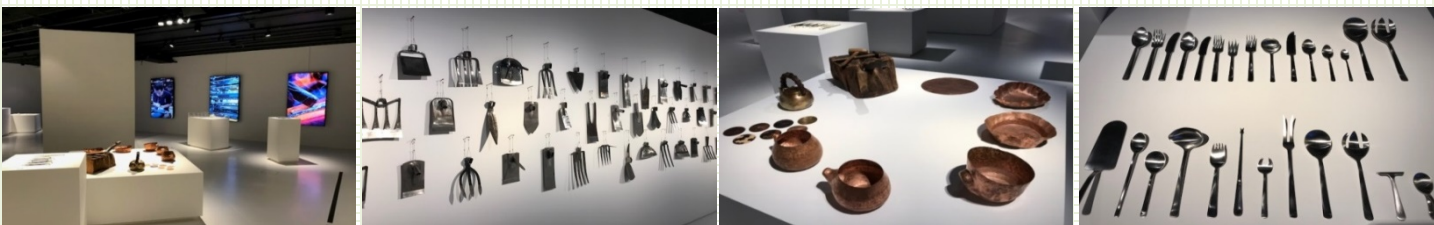


日本人の美意識と日本の先端技術をプロトタイプを通して表現・紹介することにより、来場者とともに未来を考える展示を開催しました。

地方自治体等と連携した発信

- 自治体等と協力し、地域の魅力を発信する展示企画等を実施。単なる物産展ではなく、ビジネスやインバウンド促進等、将来的に持続可能な成果に繋げる
- 活動：展示、講演、物販

○ 2018年9月～10月、ロンドンのジャパン・ハウスで、地域の魅力発信事業の第一弾として、新潟県燕三条の金属加工文化を紹介する「燕三条 金属の進化と分化」展を開催しました。



- 詳しくは、ジャパン・ハウスのHPをご覧ください。

<https://www.japanhouse.jp/>

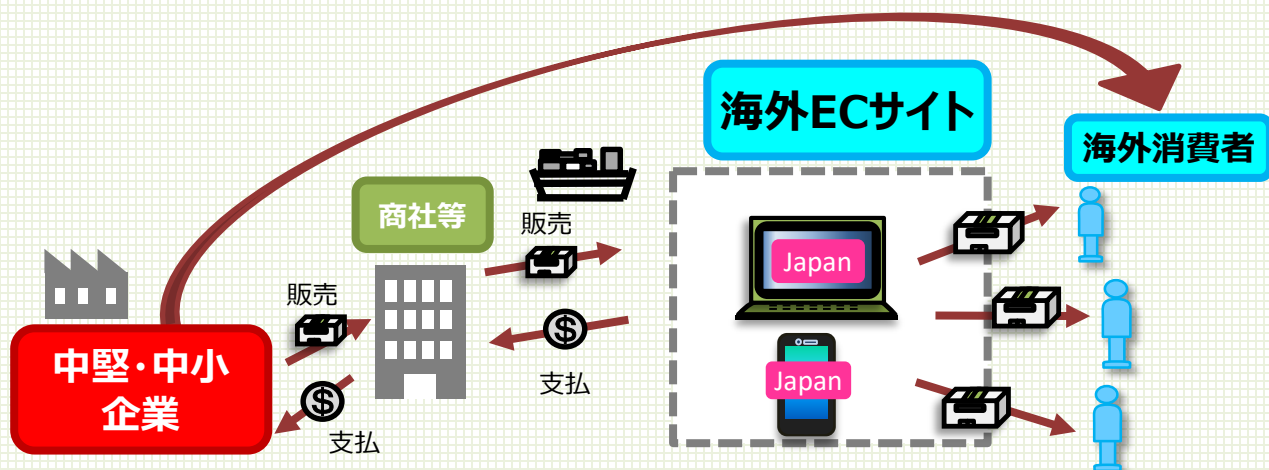
【お問い合わせ先】

外務省 大臣官房 戦略的対外発信拠点室

TEL: 03-5501-8092 E-mail: co-japanhouse@mofa.go.jp

海外のインターネット通販ウェブサイト（ECサイト）に農水産品や化粧品などを取り扱う特設ページを設けて、海外向け販路を確保します。まずは、アジア諸国をターゲットにします。

- 販売する商品はインターネット通販ウェブサイト（ECサイト）が選定しますが、「サイトが商品を買取る」ため、リスクが低い仕組みです。
- 参加費は無料です。販売手数料などは発生しません。



提携海外ECサイト例

- **RedMart（農林水産物・食品）**
シンガポールの食品分野No.1のECサイト
- **HERMO（化粧品）**
マレーシアの最大手美容専門ECサイト

急成長する海外EC市場の
販路開拓を支援します！

Japan Mall事業 検索

【お問い合わせ先】

独立行政法人 日本貿易振興機構 サービス産業部 商務・情報産業課

TEL:03-3582-5227 FAX:03-5572-7044

訪日観光客が利用する施設（空港、ホテル、クルーズ埠頭、飛行機のモニターなど）や、政府の英文広報誌・インターネット動画などでの情報発信もご活用できるようにします。皆様の製品・技術・農産物等を幅広く紹介します。

○訪日観光客の利用する施設での P R
【PRの例】

空港を活用した情報発信

- ・日本製品の試食や、帰国後に産品を購入できるECサイトのPR
- ・地域のコンテンツの発信、特産品・工芸品の販売

【空港における展示例】



ニッポンを飲もう！
日本の酒キャンペーン
(成田空港)

成田国際空港株式会社より



にっぽんは、楽しいぞ！
-Waku Waku Nippon-
(羽田空港)

東京国際空港ターミナル株式会社HPより

ホテルを活用した情報発信

- ・地元産品の展示及び販売、地元食材を使った食事の提供等

クルーズ埠頭を活用した情報発信

- ・クルーズ船寄港時に、地域産品を臨時で免税販売

※詳しくは、国土交通省のHPをご覧ください
http://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk4_000025.html

【免税販売の実施例：横浜港】



航空機のモニター等を活用した情報発信

- ・日本各地の食や地場産品等、地域の魅力を紹介

【お問い合わせ先】

(空港・航空機) 国土交通省 航空局 総務課 政策企画調査室

TEL : 03-5253-8695

(ホテル) 観光庁 観光産業課

FAX : 03-5253-1656

(クルーズ埠頭) 国土交通省 港湾局 産業港湾課

TEL : 03-5253-8330

FAX : 03-5253-1585

TEL : 03-5253-8672

FAX : 03-5253-1651

○政府の英文広報誌・インターネット動画による発信



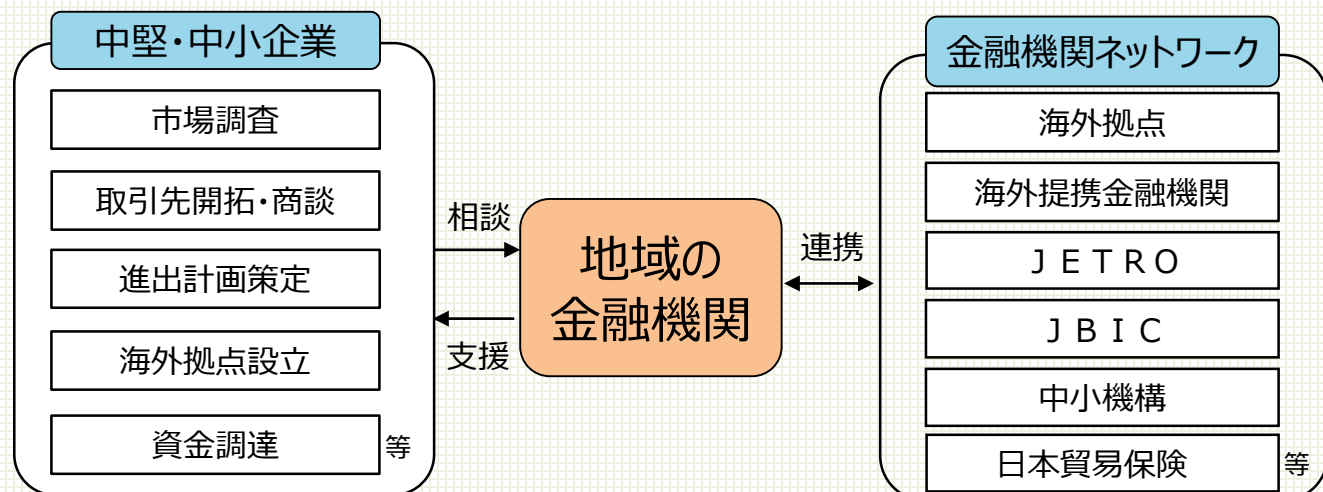
Euronews Global Japanで
中堅・中小企業の製品・技術を動画配信



政府広報誌 We are Tomodachi で
中堅・中小企業の活躍を紹介

政府だけでなく、地域の金融機関のネットワークや自治体国際化協会（CLAIR）ともつなげて、皆様の海外展開を応援します。

- 中堅・中小企業が抱える海外展開におけるニーズや課題について、地域の金融機関のネットワークを活用してサポートします。



詳しくはこちら

金融庁 海外展開支援

検索

【お問い合わせ先】

金融庁 監督局 総務課監督調査室

TEL:03-3506-6373 FAX:03-3506-6116

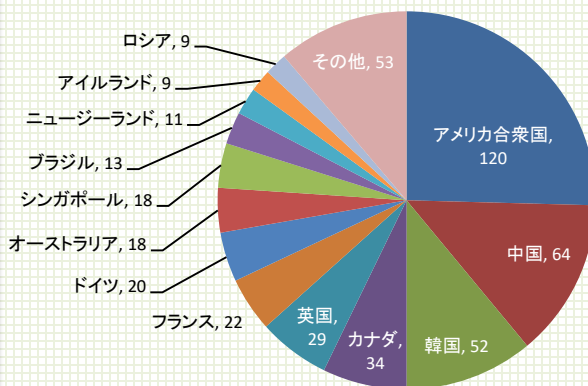
- CLAIRや全国の自治体に配属されているCIR（国際交流員）と連携して、海外展開をサポートします。

< CIRの業務例 >

地方公共団体の国際交流をサポート

- 国際経済交流事業の企画・実施
海外販路開拓、訪日観光客の誘致
- 国際イベントの企画・実施
海外情報の収集、海外旅行博の企画調整
- 外国人向けの広報・海外向け情報発信
外国語観光マップ作成、海外情報発信
- 地域の国際化の推進
異文化理解講座の開催

・39か国から472人が活躍中(平成30年度)



【お問い合わせ先】

総務省 自治行政局 国際室

TEL : 03-5253-5527 E-mail : soumu-jichi@ml.soumu.go.jp

国際的
活躍

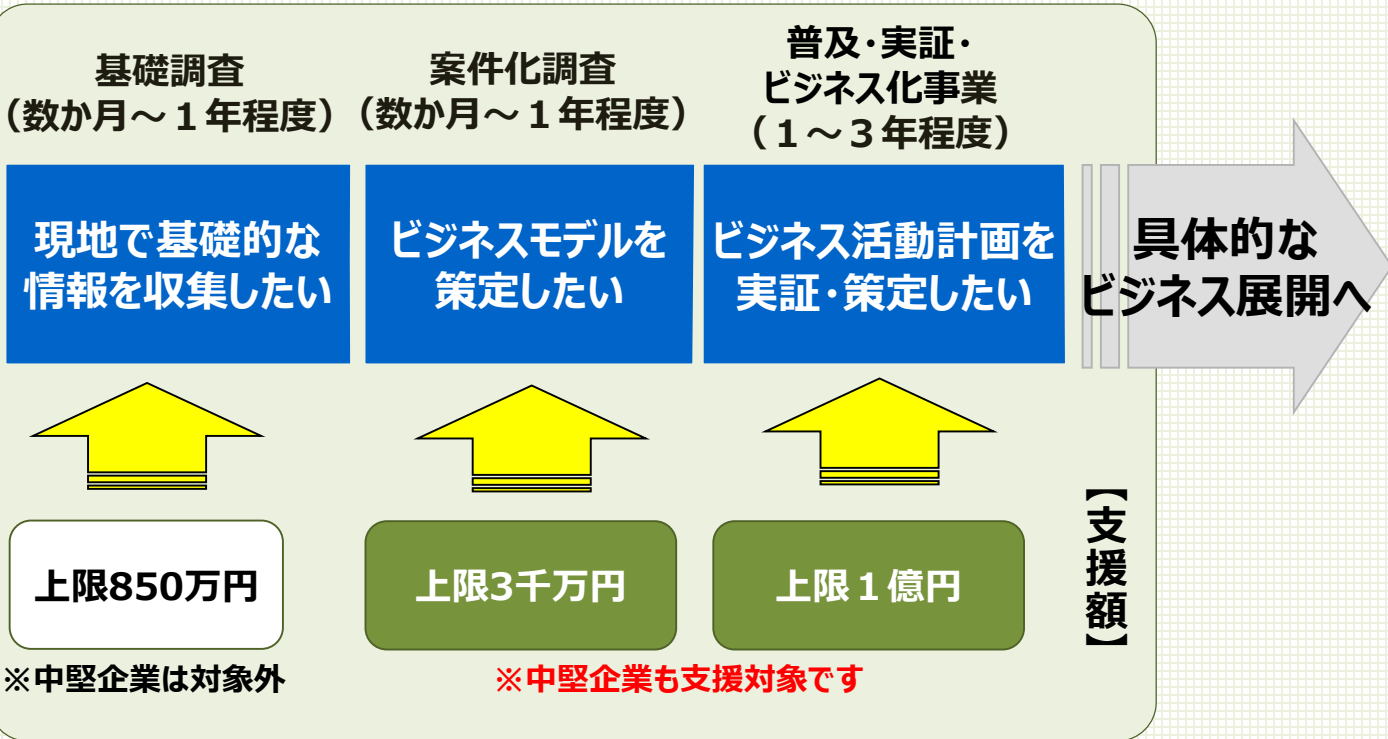
人材の
育成・獲得

事業承継

新事業
展開

②途上国でのビジネス展開に特有のサポートも

アジアやアフリカなどの途上国で行う事業や人材養成を支援します。



中小企業・SDGsビジネス支援 **検索**

【お問い合わせ先】

外務省 国際協力局 開発協力総括課 TEL: 03-5501-8373

独立行政法人 国際協力機構 (JICA) TEL: 03-5226-3491

E-mail: sdg_sme@jica.go.jp

JETRO

日本貿易振興機構(ジェトロ)

「途上国」と言っても、国によって経済発展の段階が異なり、ビジネス展開で一律のアプローチは馴染みません。例えば、アジアの途上国の多くは中進国に近く、展示会やフェアの開催が盛んです。どの展示会などが適切か、などの相談もきめ細かく行います。

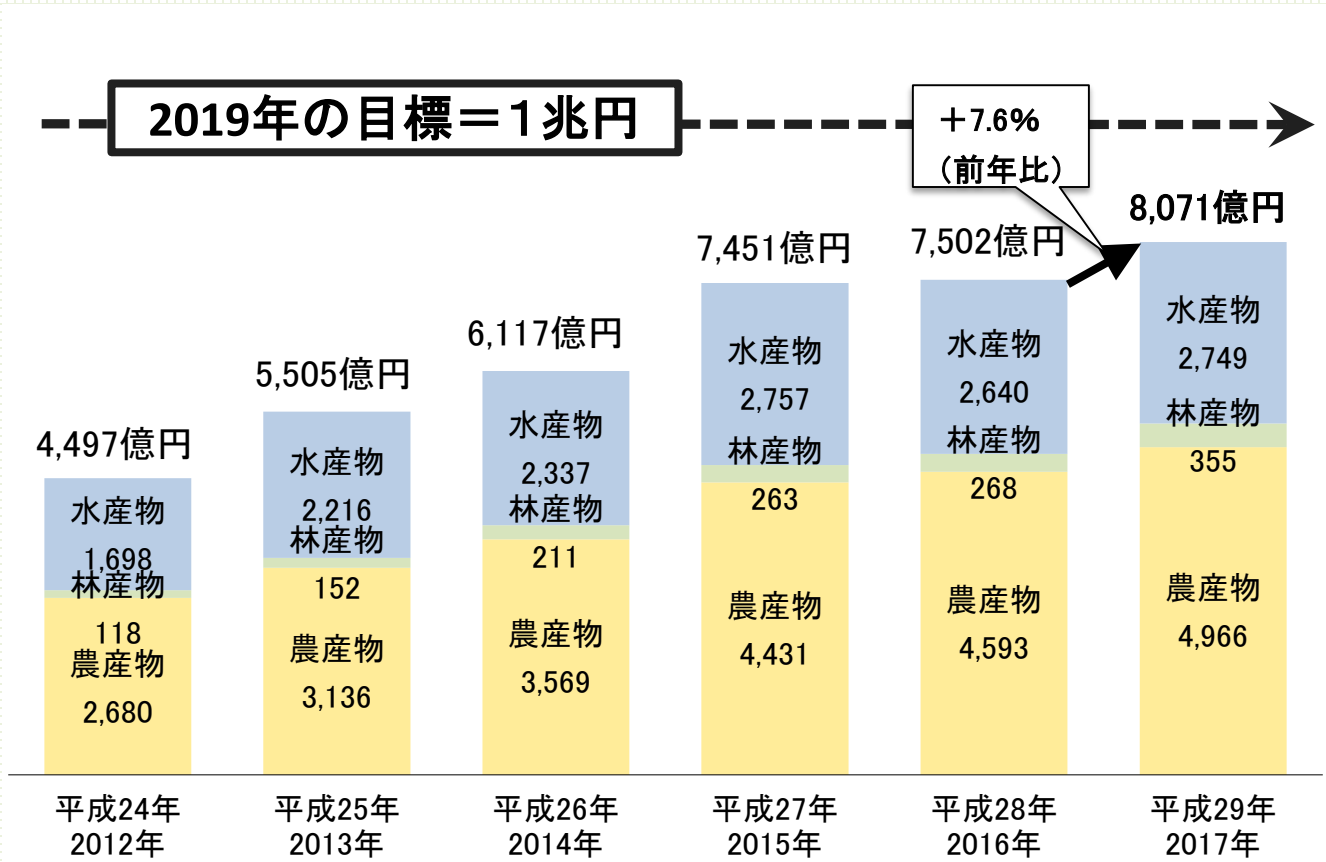
【お問い合わせ先】

独立行政法人 日本貿易振興機構 <https://www.jetro.go.jp/>

TEL: 03-3582-5511 FAX: 03-3587-0219

③ 農林水産物や食品の輸出をお考えの方に

○ 農林水産物・食品の輸出額は、平成25年から5年連続で増加しており、2019年の輸出額 1兆円目標の達成を目指します。



< 主な農林水産物の輸出品目 >

品目分類	主な品目	平成29年計		
		金額 (百万円)	対前年同期 増減率(%)	
農産物	加工食品	菓子(米菓を除く)	18,222	0.3
		日本酒	18,679	19.9
	畜産品	牛肉	19,156	41.4
	野菜・果実等	りんご	10,948	△ 17.7
	その他農産物	緑茶	14,357	24.3
		花き	13,494	54.2
林産物	林産物	丸太	13,683	61.6
水産物	水産物 (調製品除く)	さば	21,885	21.7
		ぶり	15,380	14.2
		かつお・まぐろ類	14,262	45.6
		ホタテ貝(生鮮・冷蔵・冷凍・塩蔵・乾燥)	46,254	△ 15.6
		真珠(天然・養殖)	32,331	6.4

資料: 財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

農水産物や食品の新たな輸出先探しや輸出産品づくりを支援します。宗教、慣習、嗜好、所得格差など、国ごとの特色に関する照会にも対応し、輸出先での市場の特色の調査や通関手続を支援します。

- JETROが輸出に関する個別の相談、専門家による支援を行います。

輸出手続、現地の消費者の好みや慣習などの情報を、農林水産物・食品の輸出支援ポータルサイトで御覧いただけます。

輸出相談窓口では、「現地の輸入規制はどうなっているか」、「どんな展示会に出展したら良いか」などの相談に応じます。専門家による助言なども行っています。



農林水産物 輸出 ポータル 検索

- 海外ニーズや規制等に対応した産地（グローバル産地）づくりを支援します。

海外ニーズ把握、産地の現状分析や専門家によるコンサルティング等により、グローバル産地づくりのための計画策定を手伝います。

農林水産業の輸出力強化 グローバル産地の形成支援 検索

【お問い合わせ先】

農林水産省 食料産業局 輸出促進課 TEL : 03-3502-3408
FAX : 03-6738-6475

- 原産地証明書の電子申請化を支援します。

窓口申請による負担を軽減し、中堅・中小企業の更なる輸出を後押しします。

【お問い合わせ先】

独立行政法人 日本貿易振興機構 <https://www.jetro.go.jp/>
TEL : 03-3582-5511 FAX : 03-3587-0219

適切な展示会への参加や出展を支援します。特に、人口が多いアジア諸国を第一歩として、相手国での輸入チャネルや流通網を持つ事業者とのマッチングを支援します。

○商談会・見本市への参加をお手伝いします。

海外バイヤーを招いた国内外での商談会への参加や、海外見本市に設置する「ジャパンパビリオン」への出展を支援します。バイヤーと参加者の事前マッチングにも取り組んでいます。

応募受付は、JETROウェブサイトで行います。

- ・商談会は開催の3～4カ月前
- ・海外見本市は会期の5～6カ月前

ジェトロ イベント情報

検索



ジャパンパビリオンの様子

○事業者とのマッチングを支援します。

- ・GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）の特設サイトに登録すると、輸出商社が求めている商品情報を受け取れます。
- ・輸出希望商品を輸出商社に紹介します。
- ・輸出商社と組むことで自ら手続を行わずに輸出できる場合もあります。
- ・メンバー同士の交流イベントにも参加できます。

GFP 輸出

検索



01 コミュニティ化による、
情報提供と交流機会の創出



02 輸出対応型の産地
(グローバル産地)づくり支援



03 生産者(売り手)と
輸出業者(買い手)のマッチング

【お問い合わせ先】

農林水産省 食料産業局 輸出促進課

TEL : 03-3502-3408 FAX : 03-6738-6475

農水産業者と商工業者との協働による試みを支援します。その一環で、日本食と食文化・関連製品を一体とした、産地単位での海外の事業者グループとの交流を支援します。そして、一体で取り組む地域を募集します。

<取組事例> 燕三条地域の食器等の海外販路開拓支援（シンガポール等）



バイヤーによる地元製品の視察



バイヤーと地元企業との商談の様子

日本の食文化と食産業の一体的な海外展開



【お問い合わせ先】

以下の連絡先、または最寄りのJETRO国内事務所にご連絡下さい。

独立行政法人 日本貿易振興機構

企画部 地方創生推進課

TEL : 03-3582-5314 FAX : 03-3588-6368

JETRO国内事務所一覧 <https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list.html>

地域産品を海外発信するため、今後とも、内閣総理大臣が主催する公式晩餐会での国産酒・ワインや果物などの提供を進めます。

晩餐会で提供したメロン
(晩餐会配布のリーフレットより)

晩餐会で提供したワイン
(晩餐会配布のリーフレットより)

Musk Melon (Chiba prefecture)

"Musk Melon" is famous for its aroma like musk, the melty texture of its flesh and finely netted skin. It is a juicy and very sweet high-quality melon grown in a greenhouse.

マスクメロン (千葉県産)

マスクメロンは、麝香(じゃこう)に似た強い香りと、とろけるような甘い食感、そして果皮のきめ細やかな網目模様が有名です。果汁が多く、とても甘い、温室で栽培される高品質なメロンです。



写真提供: 千葉県

Red wine (Oita Prefecture) 赤ワイン (大分県産)

Characteristics of Oita for winemaking 産地の特徴

Oita is one of the largest grape-producing prefectures in western Japan. It has small valleys between mountains where the temperature is cool and huge temperature fluctuations between day and night, suitable for growing grapes.

大分県は、西日本有数のぶどうの産地であり、山間に小さな盆地があり、冷涼で昼夜の寒暖の差も大きく、ぶどうの栽培に適した土地です。

Today's Wine

AJIMUKOUSHI PETIT VERDOT 安心院嚙矢 プティヴェルド

This wine is made from grapes cooled down after harvesting so that they ferment slowly at a relatively low temperature and then are matured in the casks from France.

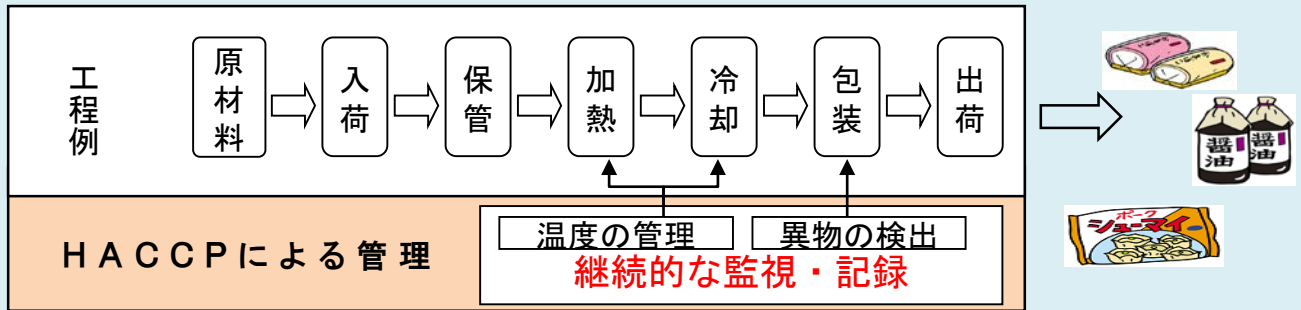
本日の赤ワインは収穫したぶどうを一度冷却し低温からゆっくりと発酵させ、発酵後はフランス産樽にて熟成したワインです。

- Winery (ワイナリー)
AJIMU WINERY
(安心院葡萄酒工房)
- Grape variety (ぶどう品種)
PETIT VERDOT
(プティヴェルド)
- Vintage (製造年) 2015



HACCP（食品衛生管理手法）との関係で、日本発の食品安全管理規格がアメリカ、EU等で受け入れられるよう、国際標準化を進めます。同時に、国内の畜水産加工食品の施設の衛生管理方法が、アメリカやEU向けの輸出基準を満たすことができるよう、サポートを行います。

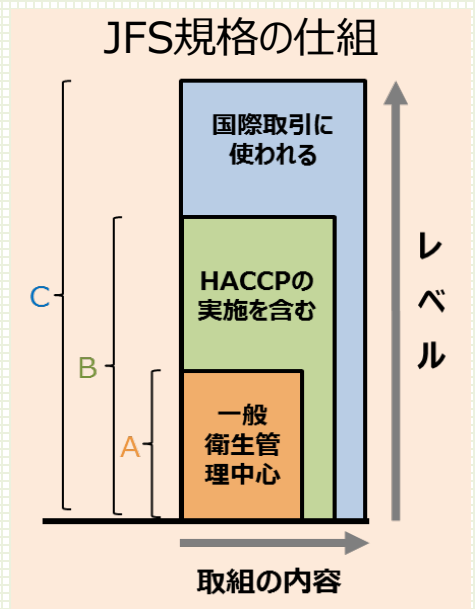
〈HACCPシステムによる衛生管理のイメージ〉



※HACCP（ハサップ）とは、

- ・原材料の受入れから、最終製品化までの工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入などの潜在的な危害要因を分析し、特に重要な工程を継続的に監視、記録する管理手法。
- ・アメリカやEU等に畜水産食品を輸出する場合は、HACCP等に基づく衛生管理を行うことが求められています。

- 日本発の食品安全管理規格（JFS規格）がアメリカ、EU等で受け入れられるよう、食品安全を推進する国際的な団体の承認を取得し、規格の認証取得を支援します。
- この規格は、中堅・中小企業でも取得しやすいよう、目的に応じて段階的な規格になっています。

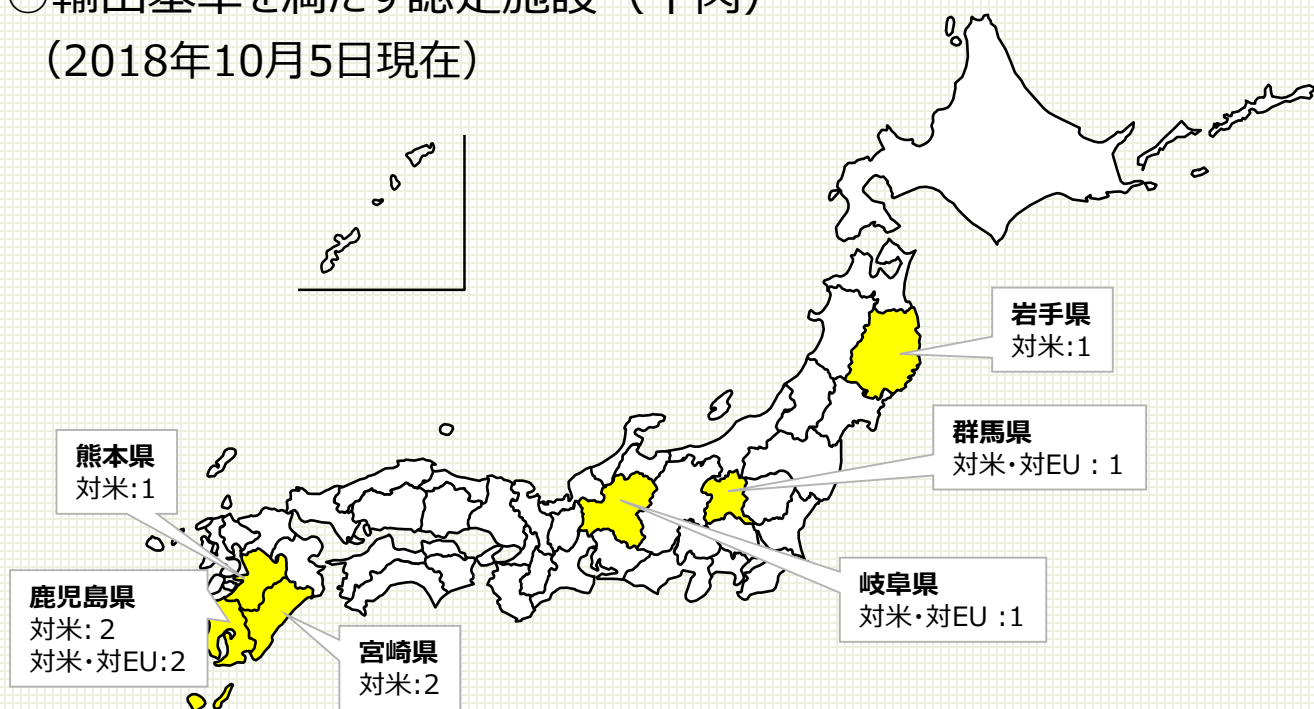


【お問い合わせ先】

農林水産省 食料産業局 食品製造課 食品企業行動室
TEL：03-3502-5743 FAX：03-6744-2369

○輸出基準を満たす認定施設（牛肉）

（2018年10月5日現在）



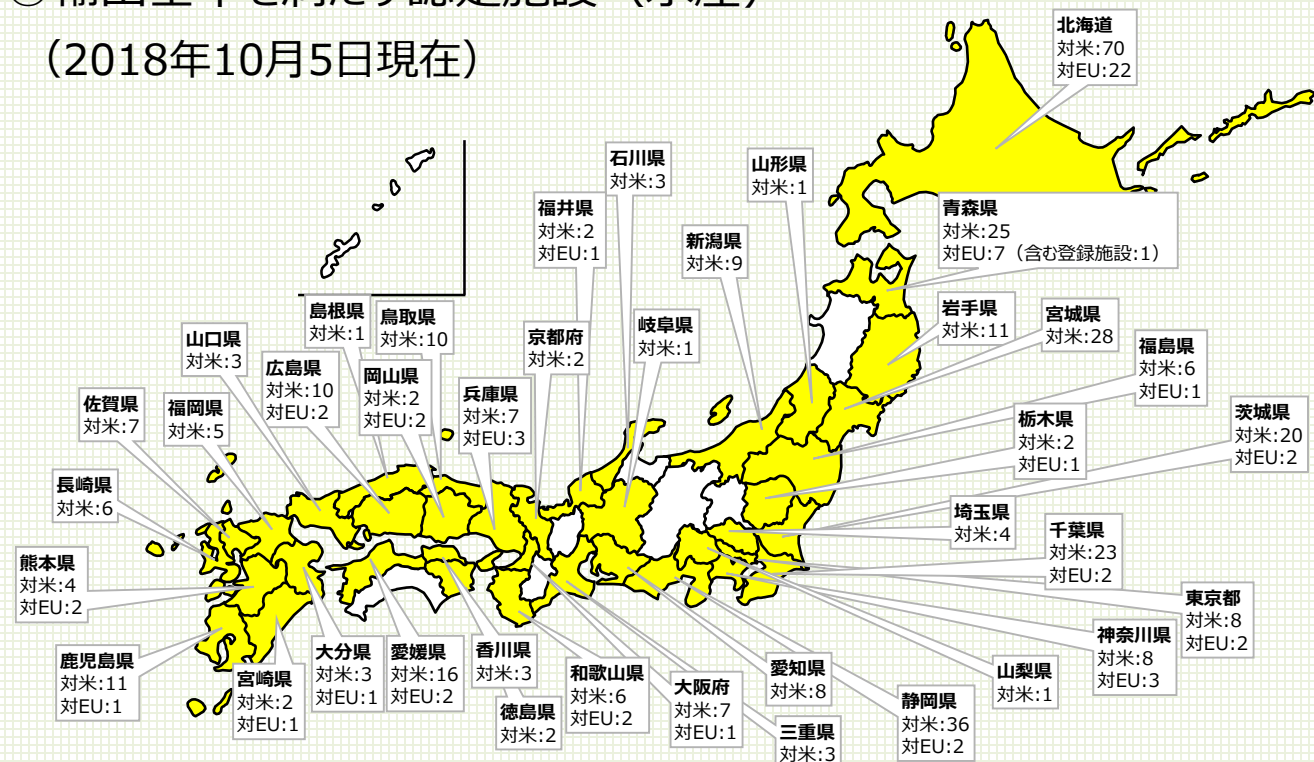
※具体的な施設は以下を御参照ください。

輸出食肉認定制度 厚生労働省

検索

○輸出基準を満たす認定施設（水産）

（2018年10月5日現在）



※具体的な施設は以下を御参照ください。

<対米>

対米輸出水産食品 厚生労働省

検索

<対EU>

対EU輸出水産食品 厚生労働省

検索

HACCP認定工場 大日本水産会

検索

対EU輸出水産食品取扱施設 水産庁

検索

④ 法律問題へのサポート

外国では、州や市など自治体ごとの特有の法令、知的財産権を巡る紛争、公務員からの贈賄要求への対応など、日本では馴染みのない法律問題や紛争への対応が必要となることがあります。日本の大使館・総領事館では担当官を配置し、アドバイスをしています。11ヶ国18都市の大使館・総領事館では、日本人弁護士による法的なサポート（無料法律相談等）も行っています。

● 各国の日本大使館には、法律問題の担当官がいます。

知的財産担当官

外務省 知的財産担当官連絡先リスト [検索](#)

知的財産の保護について相談したい。

外国公務員贈賄防止担当官

外務省 外国公務員贈賄防止担当官 [検索](#)

現地の公務員からの金銭等の要求について相談したい。

● 日本人弁護士による無料法律相談会等も行っています。

【2018年度実施公館】11カ国18公館

- **インドネシア** （在インドネシア大使館・在スラバヤ総領事館・在デンパサール総領事館）
- **中国** （在中国大使館・在青島総領事館・在上海総領事館・在広州総領事館）
- **ミャンマー** （在ミャンマー大使館）
- **タイ** （在タイ大使館・在チェンマイ総領事館）
- **ケニア** （在ケニア大使館）
- **ナイジェリア** （在ナイジェリア大使館）
- **アラブ首長国連邦** （在アラブ首長国連邦大使館・在ドバイ総領事館）
- **モンゴル** （在モンゴル大使館）
- **フィリピン** （在フィリピン大使館）
- **タンザニア** （在タンザニア大使館）
- **イラン** （在イラン大使館）

【お問い合わせ先】

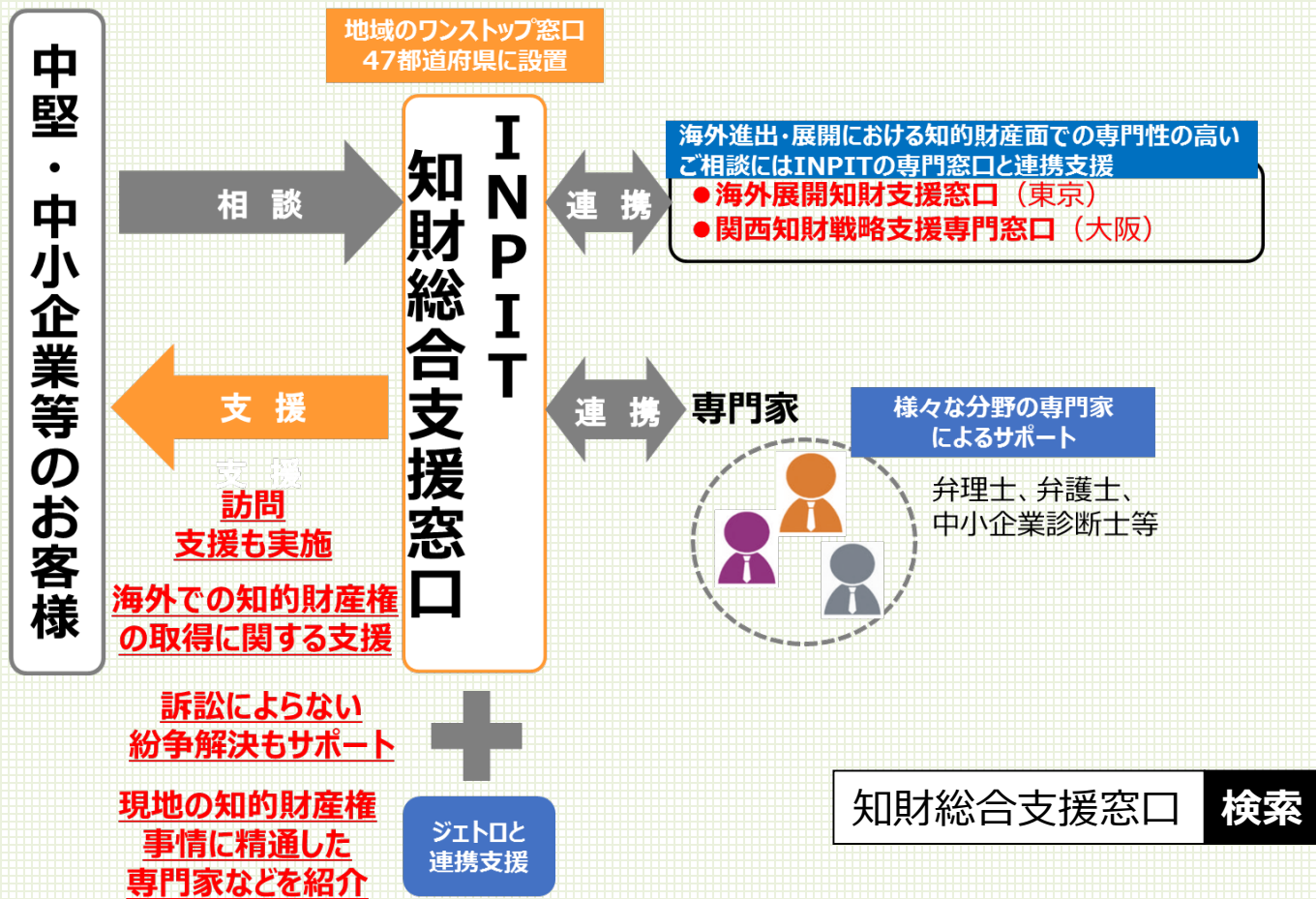
外務省 経済局 官民連携推進室

TEL : 03-5501-8336 E-mail : business-support@mofa.go.jp

海外の展示会等で製品や技術を紹介すると、模倣されたり、商標を先取りされるリスクもあります。製品や技術を紹介する前に、海外での知的財産権の取得もご検討ください。全都道府県に設置された「知財総合支援窓口」で、相談にワンストップで対応します。

この「窓口」は、工業所有権情報・研修館(INPIT)の海外展開支援の専門窓口や、JETROとも連携してトラブルの解決を支援します。また、現地の知的財産権事情に精通した専門家などを活用することで、訴訟によらない紛争解決もサポートします。

【サービス提供体制】



【お問い合わせ先】

(独)工業所有権情報・研修館(INPIT) 知財総合支援窓口

TEL : 0570-082100 (全国共通ナビダイヤル)

最近、中国などで、知的財産権の侵害事例が発生しています。政府は、二国間の定期協議において、制度・運用に起因する典型的な侵害事例の共有、事例調査、調査結果の報告などを行い、トラブルの解決に取り組みます。

● 日中間の知的財産保護に関する二国間協議を毎年実施しています。

日中知的財産権ワーキング・グループ

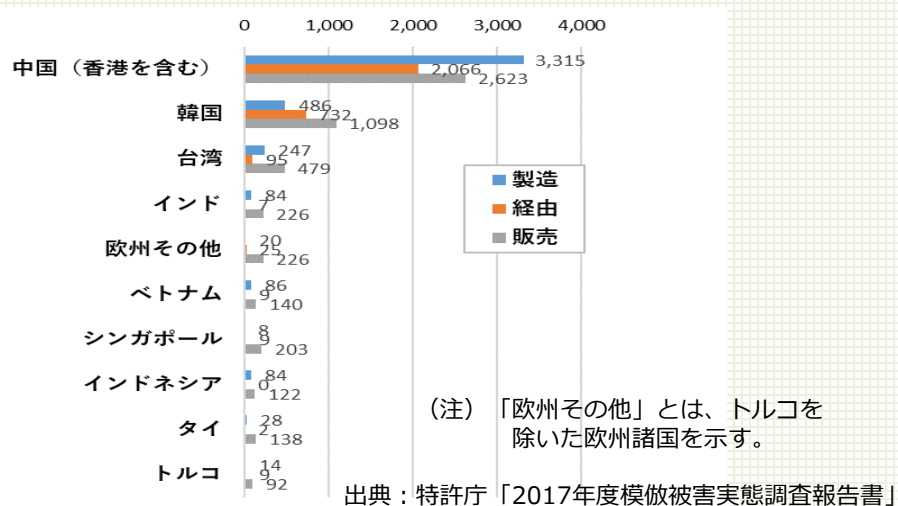
- 日中両国の知的財産関連の政府機関が一堂に会して、知的財産の保護全般に関する議論を実施（2009年から原則毎年1回）。

● 日中首脳会談（2018年10月）で以下の枠組みの創設を合意。

日中イノベーション協力対話

- 知的財産分野を含む制度環境を更に整備するべく、省庁横断の「日中イノベーション協力対話」を創設。
- この対話の下で、知的財産分野の協力も強化していく予定。

海外において日本企業が
模倣被害を受けた国・地域
(被害社数・複数回答)
※全体推計値



○模倣品・海賊版などに関する相談窓口を設置しています。

政府模倣品・海賊版対策総合窓口

検索

【お問い合わせ先】

経済産業省 製造産業局 模倣品対策室 TEL : 03-3501-1701

<http://www.meti.go.jp/policy/ipr/overview/contact.html>

⑤ 経済連携協定（EPA）づくり、進行中

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11）が、12月30日に発効されます。TPP11には、日本を含め11ヶ国が参加しています。発効後、協定が適用されると、輸出先の国で関税が撤廃・削減されたり、知的財産権の保護が強化されたり、コンビニエンス・ストアや金融機関の外資規制が緩和されたりするなど、日本からの輸出や海外展開が行いやすくなります。



● TPP11参加国規模：人口約5億人、GDP約10兆ドル、貿易総額約5兆ドル

オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、ベトナム

工業製品の関税のほぼ全て、農水産品・食品も多く品目で、関税が撤廃されます。

- 日本以外の各国全体では、最終的には、99.9%の関税が撤廃されます。
- 多くの品目で関税撤廃が進み、農林水産品の輸出にもメリットとなります。

模倣品・海賊版対策などが強化されます。

- 模倣品・海賊版を、水際で職権で差し止める権限が各国当局へ付与されます。
- サービス業や投資の外資規制が緩和されます。
- 小売業の外資規制が緩和され、例えば、コンビニと連携することで、中堅・中小企業の食品輸出等にメリットがあります。

【お問い合わせ先】 経済産業省 通商政策局 経済連携課

http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/contact/

EUとの経済連携協定（EPA）は、2019年2月1日に発効する見込みであります。EUでは日本製品や日本食への関心も強く、規制の透明性も確保されており、大きなビジネスチャンスがあります。今後、協定が適用されると、輸出先の国で関税が撤廃・削減されたり、知的財産権の保護が強化されたりするなど、EU向けの輸出やEU企業とのビジネス提携などの拡大が期待できます。

●EU規模：人口5億人超、世界のGDPの2割（約2兆円）、世界の貿易額の3割

製品・製品の輸出環境を整備

- 工業製品は、最終的に、100%関税が撤廃されます。
- EU向け農林水産品輸出は、ほぼ全ての品目で関税が撤廃されます。

営業秘密など、知的財産権の保護を強化

- ノウハウ等の営業秘密が、日本と同様な高いレベルで保護されます。
- 日本の農産品及び酒類GI（日本酒など）がEU市場で保護されます。

日本は、既に21の国・地域との間で18のEPAを発効済・署名済です。EPAの活用により、輸出先の国で関税が撤廃・削減されるなどの効果があります。

また、ほとんどのEPAでは、その国でトラブルに直面した場合に、政府レベルで調整する仕組みがあります。このようなEPAの活用方法について専門家がアドバイスします。

トラブル解消の事例（タイ）

●要望事項

鋼の輸入資格者として認定されていたはずの日系メーカーが無税輸入できない事態が発生。



●成果

日系冷延鋼板メーカーに輸入資格を適用。



<EPAが発効済・署名済の国・地域>

シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN全体、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、オーストラリア、モンゴル、TPP12（署名済）、TPP11（署名済）、日EU・EPA（署名済）

【お問い合わせ先】 経済産業省 通商政策局 経済連携課

http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/contact/

⑥海外ミッション

海外展開に積極的な皆様に、内閣総理大臣によるトップセールスをはじめ、閣僚の外国訪問に同行する経済ミッションを今後とも派遣します。

企業や経済団体が主体の海外ミッションも、在外公館、JETRO、日本政府観光局（JNTO）などの政府系機関が引き続き支援します。状況に応じ、政府の副大臣や大臣政務官も同行し、訪問先の国での活動内容が充実するよう協力します。

総理の訪問先（平成27年以降）	主な中堅・中小企業
H27.1 中東（エジプト・ヨルダン・イスラエル・パレスチナ）	ザインエレクトロニクス、サムライキャバート(以上、東京)、チョーヤ梅酒、マッスル(以上、大阪)、スパイバー(山形)、三祐コンサルタンツ(愛知)、(資)加藤吉平商店(福井)、ヤマミズラ(宮城)
H27.10 中央アジア（トルクメニスタン、タジキスタン、ウズベキスタン、キルギスタン、カザフスタン）	ピー・ジェイ・エル、宏輝システムズ(以上、東京)、三興製鋼(神奈川)、筑水キャニコム(福岡)、旭イノボックス(北海道)
H28.8 ケニア（第4回アフリカ開発会議 TICAD）	(有)石井兄弟社、銀座テラー・グループ、光陽物産、レックスパートナー・コミュニケーションズ(以上、東京)、ヒロキ(神奈川)、和郷(千葉)
H29.1 東南アジア（フィリピン、インドネシア、ベトナム）、豪州	プレック、日本デザインエンジニアリング、NCネットワーク(以上、東京)、遠藤製作所、スパイバー(以上、山形)、オプコ、大野精工(以上、愛知)、イクストエンジニア(福島)、カヤマテクノロジー・コーポレーション(埼玉)、コージン(富山)、伊藤製作所(三重)、マテックス(大阪)
H29.9 インド	オリエタルコンサルタンツグローバル、ヤマザダイ、ホテルマネジメントインターナショナル(以上、東京)、メイト(愛知)、MORESCO(兵庫)
H30.1 欧州（エストニア・ラトビア・リトアニア・ブルガリア・セルビア・ルーマニア）	NCネットワーク、FFRI、イルス小杉造園、ジェーシー・コムサ、スペレディ、電気鉄芯工業、パテコ、Planetway(以上、東京)、アルファ電子(福島)、花豊造園(京都)、ストー(大阪)、オーティス(岡山)、ビック・ツール(鳥取)
H30.4、5 中東（アラブ首長国連邦・ヨルダン・イスラエル・パレスチナ）	秋津道路、ESC(以上、北海道)、HILL TOP、クロスエフェクト(以上、京都)

① 社内の人材を育成されたい方に

中堅企業等が社員向けに研修を行う場合、研修費用の一部や研修期間中の賃金の一部を助成し、人材育成をサポートします。魅力ある職場づくりのため、評価・処遇制度や研修制度などを導入し、従業員の離職率低下目標を達成した中堅企業等を助成します。

○人材開発支援助成金（特定訓練コース）



新入社員を今後会社の将来を担う中核人材に育てたい。そのため専門的な知識・技能を習得させたいが、訓練費用を出すのが難しい…

【企業】卸売業
資本金：2億円
常時雇用労働者数：300名

- 新入社員に対して、厚生労働大臣の認定を受けたOff-JTとOJTを組み合わせた訓練を実施した場合、1人当たりの訓練経費について

<Off-JT>

実費相当額の30%（最大30万円）
+賃金助成1時間当たり380円
（最大1,200時間分）

<OJT>

1時間当たり380円（最大680時間分）を助成。

人材開発支援助成金 厚生労働省

検索

○人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成コース）



従業員を増やしたけどすぐに辞めてしまう。職場の体系的な雇用管理改善に取り組んでみようかな…

【企業A】サービス業
資本金：8千万円
常時雇用労働者数：200名

- 評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度及び短時間正社員制度（保育事業主のみ）のいずれか一つ以上を導入・実施。

離職率の低下目標を達成した場合、57万円（生産性要件を満たした場合は72万円）を助成。

人材確保等支援助成金

検索

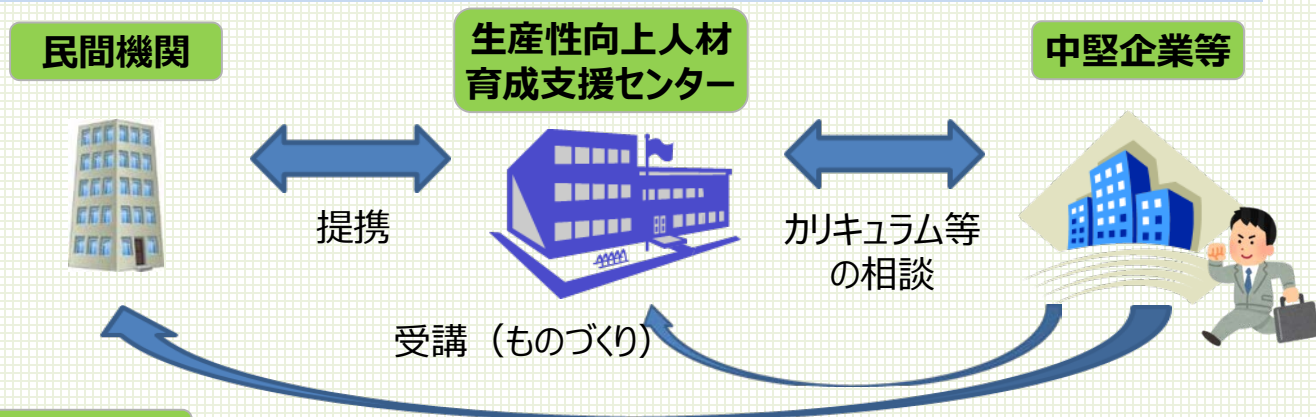
【お問い合わせ先】

都道府県労働局（雇用関係各種給付金申請等受付窓口一覧）

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/madoguchi.html>

公的人材育成の専門機関である、全国87ヶ所のポリテクセンターや9ヶ所の中小企業大学校のカリキュラムを、企業の研修ニーズに応じたものに改編していきます。

ポリテクセンター等に設置された「生産性向上人材育成支援センター」で、企業の課題に応じて実施します。



訓練コース例

- ・ ITツールを活用した業務改善
- ・ 原価管理とコストダウン

受講 (生産管理等)

【お問い合わせ先】

<http://www.jeed.or.jp/js/jigyonushi/d-2.html#otoiawase>

※下にスクロールし、「お問い合わせ」の欄をご覧ください。

中小企業大学校では、経営者や後継者、管理職などの方々を対象に、組織マネジメントや生産管理などの多彩な研修メニューを提供します。

研修の事例

- 研修テーマ：管理者のための問題発見・解決法
- ・ 研修期間：4日間（26時間）
 - ・ 対象：管理者、新任管理者 等



グループディスカッションの様子

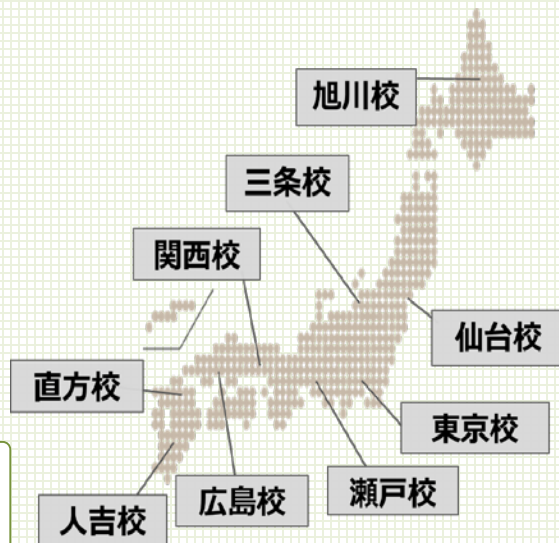
【お問い合わせ先】

<http://www.smrj.go.jp/org/about/office/index.html>

※下にスクロールし、中小企業大学校の欄をご覧ください。

※中小企業大学校は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する公的研修機関です。

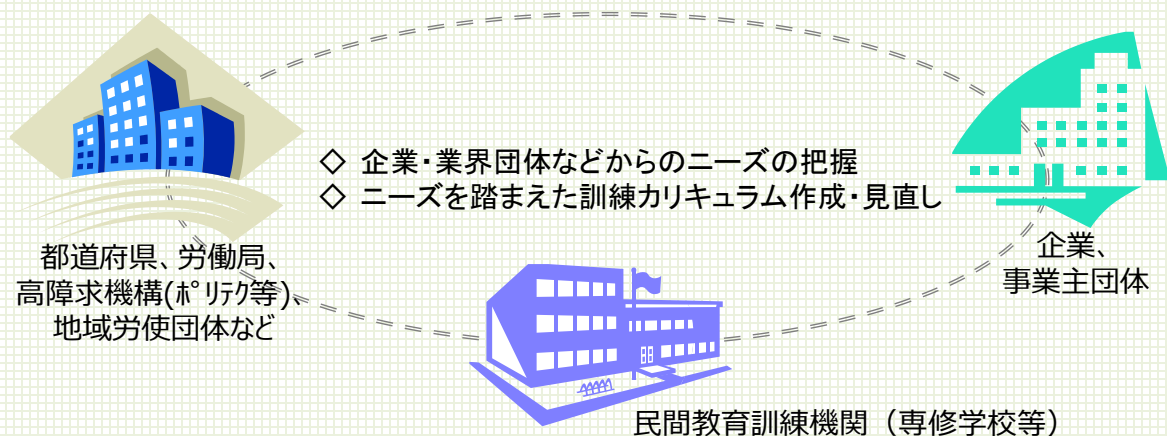
全国の中小企業大学校



※上記のほか、「WEBee Campus」により、web上で研修を提供。

離職者が、中堅企業等のニーズを踏まえた知識・技能を身につけられるよう、自治体の職業訓練のカリキュラムの改編を促します。業界団体、民間教育訓練機関等から構成される協議会の設立も促し、地域企業のニーズをカリキュラムに反映させる取組を進めます。

○都道府県単位の協議会



取組の事例

- ・観光サービス分野の訓練コース追加（石川県）
増加する外国人観光客への対応力など、接客スキルを習得するために追加
- ・IT分野（Webデザイナー）の訓練コース追加（埼玉県）
従来の基礎コースの受講生は就職率が低かったことから、求人側に求められている応用的な知識・技能を習得するために追加
- ・金融分野の訓練コース追加（福岡県）
ファイナンシャルプランナーの知識・技能を習得するために追加

【お問い合わせ先】

厚生労働省 人材開発統括官付 訓練企画室

TEL : 03-3595-3403 FAX : 03-3502-2630

ハーバード・ビジネス・スクールの教授陣や、政府・企業関係者によるWIL (Women's Initiative for Leadership) 講座を引き続き開設し、中堅企業等の役員候補となる女性リーダーを育成します。

第3回「女性リーダーのための経営戦略講座」

- ◆ ハーバード・ビジネス・スクール (HBS) 第一線で活躍される豪華講師陣により、ボストン校と同じ環境・教材で、思考力と判断力を磨くことができます。
- ◆ 全国各地・様々な業種から、約60名の女性幹部社員が集まり、講座でのグループ学習・議論を通じて、幅広いネットワークを広げることができます。



たけうち ひろたか
竹内 弘高
教授



ジョセフ・
バダラッコ
教授



デビッド・
モス
教授

対象者：企業の女性経営幹部候補（部長・課長クラス）

期間：2019年1月13日（日）～18日（金）

場所：野村マネジメント・スクール（東京都新宿区）

人数：約60名

受講料：95万円（消費税別）※同時通訳あり

詳しくは以下の野村マネジメント・スクールHPまで

<https://www.nsam.or.jp/course/program05/requirements.html>

第1回講座の様子



第1回講座レセプションでの安倍総理挨拶



経産省 女性リーダー育成

検索

【お問い合わせ先】

経済産業省 経済産業政策局 経済社会政策室 女性リーダー研修担当

TEL : 03-3501-0650 E-mail : WIL@meti.go.jp

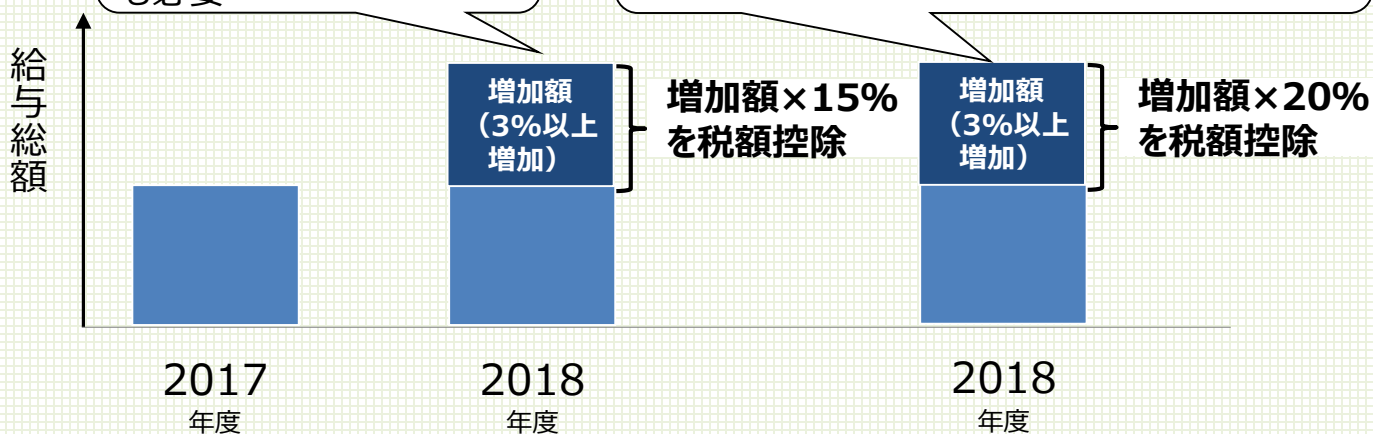
②賃上げなど職場環境の見直しに取り組まれる方に

賃上げと設備投資に積極的な中堅企業等を、法人税の減税で応援します。さらに、従業員に対する教育訓練に熱心な企業には、手厚く減税します。

中堅企業向け（賃上げ・生産性向上のための税制）

国内設備投資額が償却費総額の9割以上であることも必要

加えて、教育訓練費が過去2年平均比で20%以上増加している場合には、控除率が上乘せ

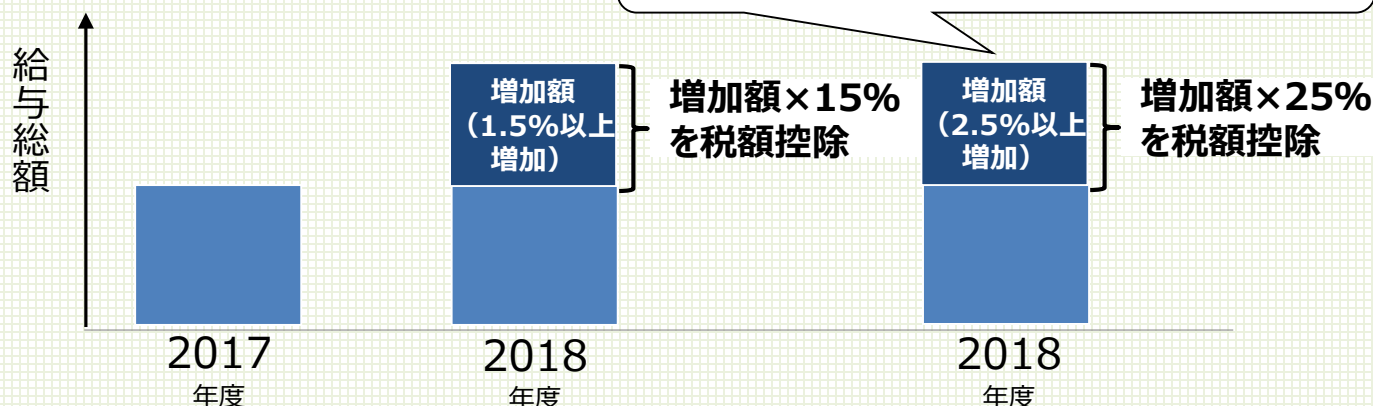


賃上げ・生産性向上税制 経済産業省

検索

中小企業向け（所得拡大促進税制）

加えて、教育訓練費が前年度比で10%以上増加している等の場合には、控除率が上乘せ



所得拡大促進税制 中小企業庁

検索

【お問い合わせ先】

【中堅企業向け】 経済産業省 経済産業政策局 産業人材政策室

TEL : 03-3501-2259 E-mail : s-sansei-sangyojinzai-chukenkigyo@meti.go.jp

【中小企業向け】 中小企業税制サポートセンター

TEL : 03-6281-9821 E-mail : chusho-shotokukakudai@meti.go.jp

契約社員やパートなどの非正規従業員の処遇改善を進めるため、賃上げや正社員化に取り組む中堅企業等には、対象人数に応じて助成します。

【キャリアアップ助成金の主なコース】

○正社員化コース（1人当たり約21～72万円）

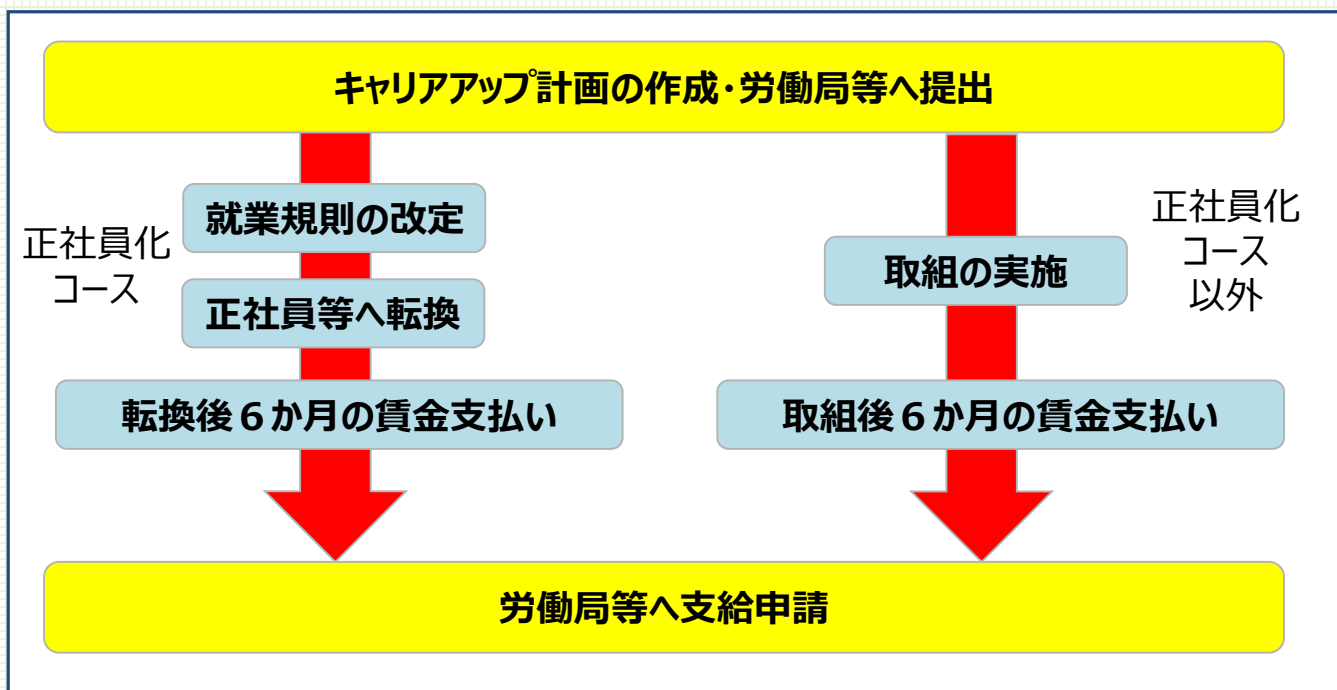
非正規従業員を正社員化した場合等に助成。

○賃金規定等改定コース（1人当たり約1～4万円）

非正規従業員の基本給の賃金規定等を改定し、2%以上増額した場合に助成。

そのほか、非正規従業員と正社員との共通の賃金規定や共通の諸手当制度を新たに規定・適用した場合のコースもあります。

【施策のスキーム】



キャリアアップ助成金（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

【お問い合わせ先】

都道府県労働局（雇用関係各種給付金申請等受付窓口一覧）

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/madoguchi.html>

設備投資により業務の効率化を実現し、賃上げを達成した中堅企業等には、設備投資額の一部を助成します。

活用例



注文（在庫把握）時や清算時に長い待ち時間が発生している。スタッフの負担を減らしつつ、待ち時間短縮できる設備等を導入したい…



【企業B】飲食業

資本金：6千万円

常時雇用労働者数：100名

人材確保等支援助成金の活用

(設備改善等支援コース)

- 雇用管理改善を図るために省力化のための装置など生産性向上に資する設備等の導入と賃金アップを実施。

目標要件（賃金アップ、生産性要件等）を達成した場合、**計画開始日から1年経過後に50万円～100万円、2年経過後に75万円～150万円、3年経過後100万円～200万円**を助成。

人材確保等支援助成金 **検索**

【お問い合わせ先】

都道府県労働局（雇用関係各種給付金申請等受付窓口一覧）

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/madoguchi.html>

試作品開発等のための設備投資等を行う中小企業に、投資額の一部を助成します。なお、賃上げを行った中小企業は優先的に採択します。

ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金

平成29年度補正予算の事業概要

一般型	補助金上限額：1,000万円 補助率：1/2（※）								
中小企業・小規模事業者等が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援します。									
小規模型	補助金上限額：500万円 補助率：小規模事業者2/3、その他1/2（※）								
小規模な額で中小企業・小規模事業者等が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を支援します。（設備投資を伴わない試作開発等も支援）									
企業間データ活用型	補助金上限額：1,000万円/者（※） 補助率：2/3								
複数の中小企業・小規模事業者等が、事業者間でデータ・情報を共有し、連携体全体として新たな付加価値の創造や生産性の向上を図るプロジェクトを支援します。									
<p>【スキーム例】</p>									
<p>※ 連携体は10者まで。さらに200万円×連携体参加数を上限額に連携体内で配分可能</p> <p>【3社連携の場合】</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>A社</td> <td>1000万円</td> <td rowspan="3">+</td> <td rowspan="3">200万円×3=600万円 (連携体内で配分可能)</td> </tr> <tr> <td>B社</td> <td>1000万円</td> </tr> <tr> <td>C社</td> <td>1000万円</td> </tr> </tbody> </table>		A社	1000万円	+	200万円×3=600万円 (連携体内で配分可能)	B社	1000万円	C社	1000万円
A社	1000万円	+	200万円×3=600万円 (連携体内で配分可能)						
B社	1000万円								
C社	1000万円								

※一定の要件を満たす事業者は、補助率2/3を適用

平成29年度補正予算における実績

- 申請数：17,275者（一次公募）、6,355者（二次公募）
- 採択数：9,518者（一次公募）、2,471者（二次公募）

ものづくり補助金

検索

【お問い合わせ先】

中小企業庁 経営支援部 技術・経営革新課

TEL：03-3501-1816 FAX：03-3501-7170

③グローバルな若手人材を獲得されたい方に

グローバルな若手人材の育成を支援するため、学生が、可能な限り長期の留学を経験できるよう、留学支援プログラムの見直しを進めます。留学が短期間となる場合でも、海外の現地企業でのインターンシップ参加の機会を増やすなどにより、留学が充実したものとなるよう支援します。

実践活動を含む留学の実例



ガーナにて旅行会社でのインターンシップに参加

海外留学支援制度

大学等が実施する海外留学プログラムに参加する学生を支援する制度です。

期間：最大1年間
奨学金：月額6万円～10万円
支援人数：21,000人

【お問い合わせ先】

文部科学省 高等教育局 学生・留学生課

TEL：03-5253-4111 E-mail：ryuugaku@mext.go.jp



○海外関連の業務に従事する従業員に対して研修や留学をさせる場合に、費用（受講料等）の一部を助成します。

活用例



社員に語学力向上や海外マーケティングに関する知識・技能習得のための訓練を受けさせたいが、訓練費用を出すのが難しい…

【企業】卸売業

資本金：2億円

常時雇用労働者数：300名

人材開発支援助成金の活用

（特定訓練コース グローバル人材育成訓練の例）

○ 海外の大学等に留学させた場合、1人当たりの入学料、受講料等の経費について実費相当額の30%（最大30万円）を助成。

人材開発支援助成金 厚生労働省 検索

【お問い合わせ先】

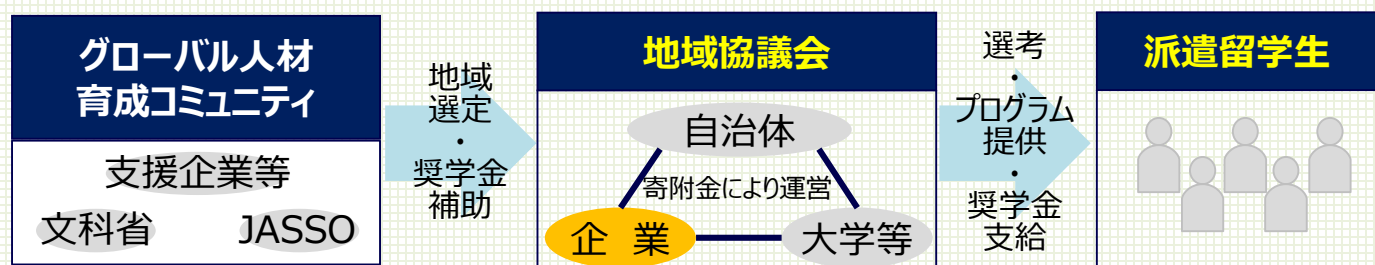
都道府県労働局（雇用関係各種給付金申請等受付窓口一覧）

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/madoguchi.html>

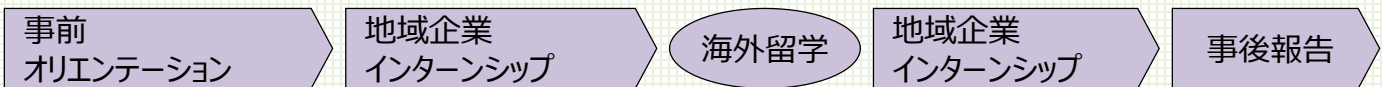
地域のインターンシップ推進組織を活用し、海外留学を経た地域の学生が、地域の中堅企業等のインターンシップへの参加、そして、将来的な就職につながるようにします。

- 学生の海外留学を支援するトビタテ！留学JAPANの地域協議会を通じて、留学後の地域企業でのインターンシップへの参加を促します。

【トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム地域人材コース】

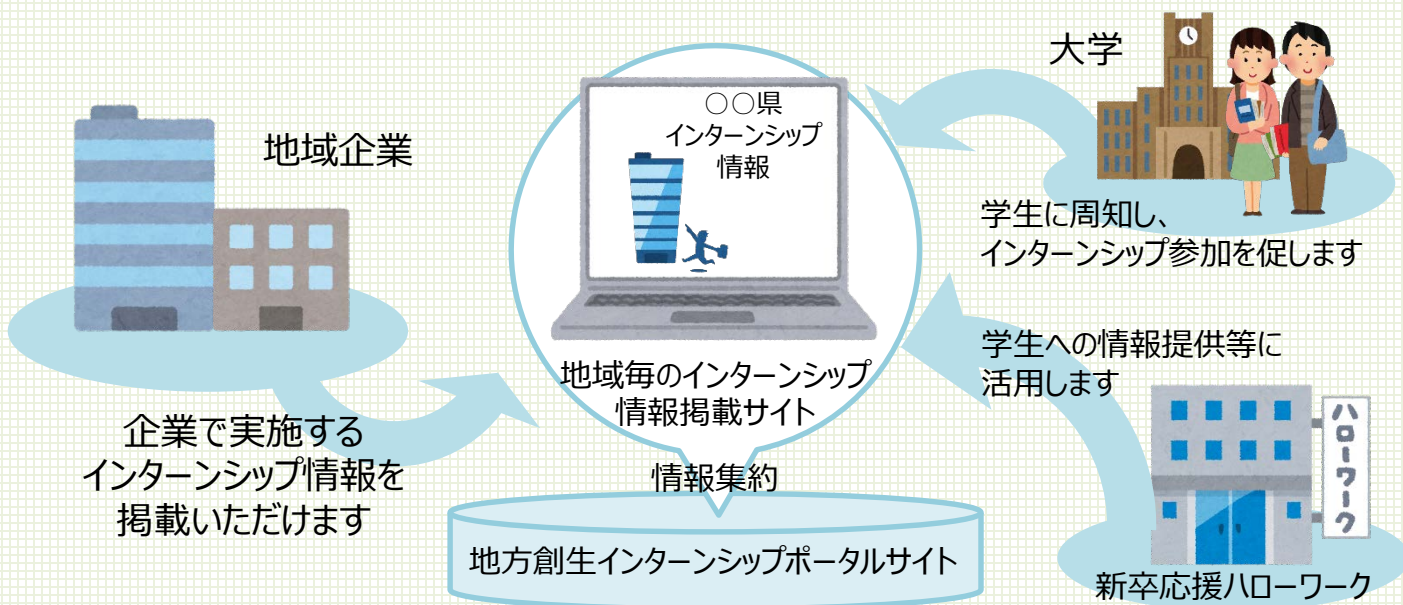


プログラムの流れ



トビタテ！参画企業に対しても、社員の海外留学を呼びかけます

- 地域ごとのインターンシップ情報掲載サイトを活用し、海外留学を経た地域の学生が、地域の中堅企業等のインターンシップに参加するよう促します。



【お問い合わせ先】

文部科学省 高等教育局 学生・留学生課

TEL : 03-5253-4111 E-mail : ryuugaku@mext.go.jp

中堅企業の社員の海外留学を応援します

1 海外留学相談ホットライン〈メールによる無料相談〉を開設しました！

海外留学相談ホットラインは、一般社団法人海外留学協議会（JAOS）が提供する無料のオンライン留学相談サービスです。経験豊富な留学カウンセラーが留学の疑問や不安にお答えします。

こんな質問ができます！

大学院選びのポイント

求められる英語力や学力、費用

日本の大学院との違い

留学までのスケジュール

出願方法と必要書類

必要な準備

卒業の難易度

〈オンライン相談の方法〉

右下のQRコードで「海外大学院進学お役立ちガイド」のHPから「オンライン相談フォーム」にご相談内容を入力してください。通常、2営業日程度で回答をメールにてご返信します。

※土日祝祭日は営業していません。 ※必要に応じ、電話で回答することも可能です。

2 海外大学院への進学セミナーを新たに実施します！

海外大学院への進学を考えている学生・社会人を対象に、グローバルキャリアの考え方を学ぶワークショップ形式のセミナーを実施します。

〈内容〉

- ・グローバルキャリアの考え方と設計
- ・海外向け大学院願書等の書き方
- ・海外向け履歴書、研究経歴書の書き方 等

〈開催予定〉

- ・1月13日（日）@大阪大学中之島センター
- ・2月16日（土）@東洋大学白山キャンパス
- ・2月28日（木）～3月1日（金）
@大学セミナーハウス（東京・八王子）

詳細は、右下に記載のHP「海外大学院進学お役立ちガイド」等でお知らせしています。

社員を海外の大学等に留学させたいが、海外大学への留学についてどこかに相談できるといいな…

海外大学院進学お役立ちガイド

https://www.tobitate.mext.go.jp/univ/graduate_school/index.html

海外大学院進学お役立ちガイド

検索



【お問い合わせ先】

文部科学省 高等教育局 学生・留学生課

TEL : 03-5253-4111 E-mail : ryuugaku@mext.go.jp

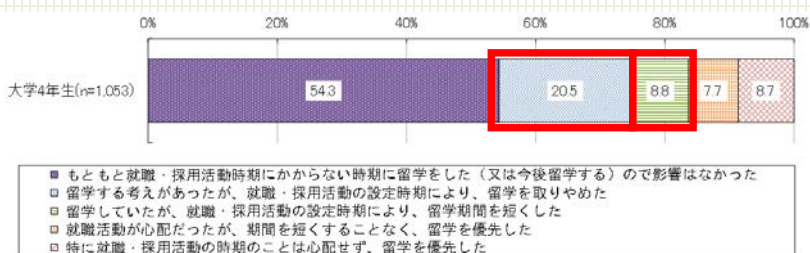


若手人材が、就職に不安を持たずに海外留学でき、留学後の就職がスムーズになるよう、産業界に、採用時期の弾力化を促します。同時に、大学側にも適切に情報提供をします。

<現状>

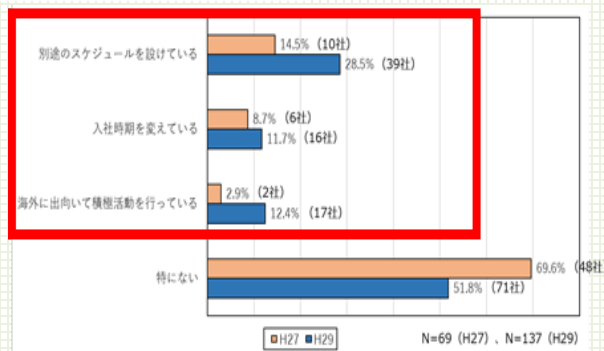
◆ 留学経験者（検討していた者）のうち、約 2 割が「留学する考えがあったが、就職採用活動の設定時期により、留学を取りやめた」と回答。

（出典：「2017年度学生の就職・採用活動開始時期等に関する調査」（内閣府委託調査））



◆ 海外留学を経験した者を対象とした採用活動を実施している、もしくは積極的に採用したいと考えている企業のうち、「別途のスケジュールを設けている」等の措置を講じている企業は増加。

（出典：文部科学省「就職・採用活動に関する調査（企業）」）



※H27は、留学生を対象とした採用活動をした企業69社からの回答
 ※H29は、留学生を積極的に採用したいと考え採用活動を行った企業137社からの回答
 ※複数回答有

<取組内容>

- 厚生労働省が定める指針では、新卒者の通年採用や秋季採用の導入等の柔軟な対応の検討を求めています。ハローワーク等を通じて、企業の皆様に本指針の周知啓発を行っています。
- 中途採用に前向きなリーダー企業からなる協議会を立ち上げ、社会全体の多様な選考・採用の機会の拡大に向けて機運醸成を図ります。



【お問い合わせ先】

経済産業省 経済産業政策局 産業人材政策室

TEL : 03-3501-2259 E-mail : s-sansei-sangyojinzai-chukenkigyo@meti.go.jp

厚生労働省 人材開発統括官 若年者・キャリア形成支援担当参事官室

TEL : 03-5253-1111 FAX : 03-3502-8932

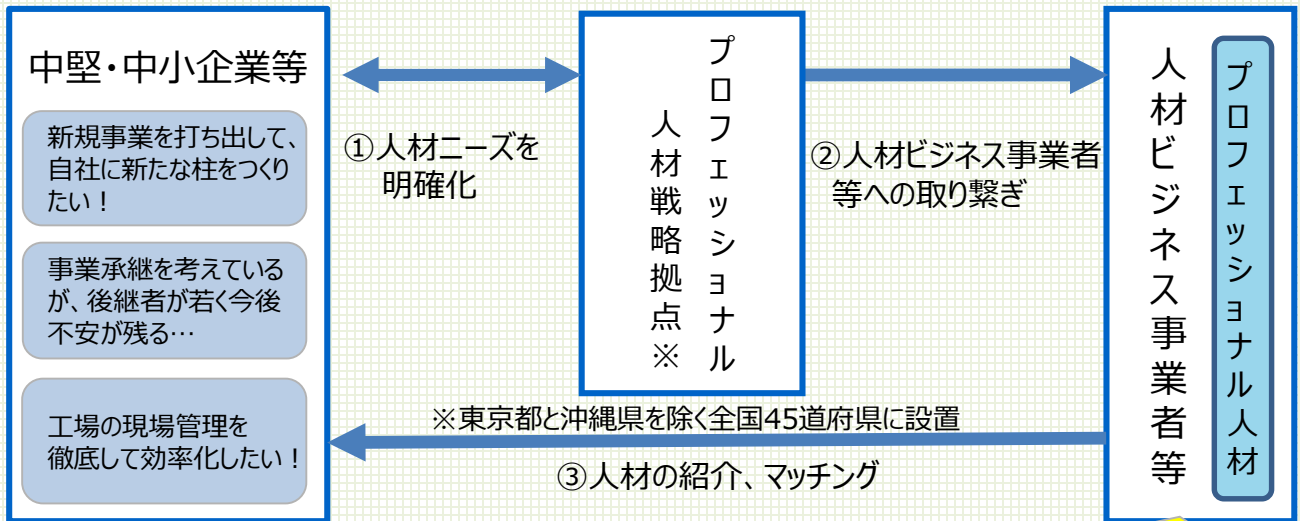
文部科学省 高等教育局学生・留学生課

TEL : 03-5253-4111 E-mail : gakushi@mext.go.jp

④ 即戦力の人材から若手人材の獲得まで

新事業の立ち上げ、販路開拓や営業のエキスパートなど即戦力となるプロフェッショナルな人材と、地域の中堅企業等とのマッチングを、人材ビジネス事業者、地域金融機関、経済団体等と協力して支援します。自衛隊出身者を始め、公務に携わった経験のある人材と地域の中堅企業等とのマッチングも進めます。

【プロフェッショナル人材事業の内容】



自衛隊出身者を始め、公務に携わった経験のある人材とのマッチングも進めます

★プロフェッショナル人材活用事例

A社（ネジ製造販売）

企業の課題

ネジの強度を高めるための熱処理工程が滞り、製品の滞留の多さが問題。副工場長が定年退職し、後任が不在。

拠点からの助言

工場の品質管理や工程の効率化に貢献できる人材の採用を提案。

採用したプロフェッショナル人材

総合電機メーカーにて、ユニットリーダーを勤め、品質保証に知見のある人材を採用。熱処理の工程を効率化し、滞留品を10分の1に。



プロフェッショナル人材事業

検索

【お問い合わせ先】

内閣府 地方創生推進室

TEL : 03-6257-1412

E-mail : pro-jinzai@cao.go.jp

ハローワークでは、専門の窓口（新卒応援ハローワーク）を設け、中堅企業等に対し、相談・アドバイス、新卒者等の紹介から職場定着まで、一貫して支援をします。

「新卒応援ハローワーク」は、全都道府県に設置されています。

- 中堅企業等の皆様に、新卒者の紹介等を行います。
- 就職後も、事業所を訪問し、新卒者や企業の方々に対して職場定着のためのアドバイスをします。

新卒応援ハローワーク

検索

【お問い合わせ先】

厚生労働省 人材開発統括官付 若年者・キャリア形成支援担当参事官室

TEL : 03-3597-0331 FAX : 03-3502-8932

ハローワークの「人材確保対策コーナー」で、人手不足に悩まれている事業主の方々に、マッチング支援を行います

- 人手不足に悩む福祉、建設、警備、運輸等の事業主の方々を対象とする「人材確保対策コーナー」を設置しています。
※県庁所在地等のハローワークに設置
- 採用に向け、事業所見学会や就職面接会などのマッチング支援を行います。



人材確保対策コーナー

検索

【お問い合わせ先】

厚生労働省 職業安定局 首席職業指導官室

TEL : 03-3502-6936 FAX : 03-3502-2606

大都市圏で就職して早期に離職した若者が、地元でスムーズに再就職ができるよう、各地の中堅・中小企業とのマッチングを進めます。このため、全国の都道府県で若者の就職支援を行っているジョブカフェと地元の商工会議所が連携して、中堅・中小企業の求人情報を収集します。一方、この情報が大都市圏の若者に届くようにするため、厚生労働省と経済産業省が、この求人情報を集約し、ハローワークや人材ビジネス事業者が共有する仕組みを立ち上げます。同時に、地元での再就職につなげるシンポジウムを開催し、このような取組を広く発信します。

人材確保に関する状況

・**大学卒の新卒者のうち、約3割が3年以内に離職**（出所：厚生労働省）

・**中堅・中小企業の65%で人材不足**

・人材確保できない最大の理由は、**地域に求める人材がない**（56.8%）

・**最も求められている人材は、「一定の経験を有した若手社員（第二新卒等）」**（64.2%）（出所：日本商工会議所）

各地の求人企業と早期離職した若者をつなぐことが必要

今後の取組

ハローワーク、商工会議所、ジョブカフェ等が各地の求人情報を収集し、大都市圏の若者に届けるため、厚生労働省と経済産業省が、大都市圏の若者がアクセスしやすい人材ビジネス事業者に共有する仕組みを、年度内を目途に立ち上げ、こうした取組を周知するためのシンポジウムを開催します。

【お問い合わせ先】

厚生労働省 人材開発統括官 若年者・キャリア形成支援担当参事官室 TEL：03-3597-0331 FAX：03-3502-8932

経済産業省 地域経済産業グループ 地域企業高度化推進課 TEL：03-3501-0645 FAX：03-3501-6231

経済産業省 経済産業政策局 産業人材政策室 TEL：03-3501-2259 FAX：03-3501-0382

内閣府 地方創生推進室 TEL：03-6257-1412 FAX：03-3581-8808

中途採用率の向上又は中高年齢者の初採用により人材の確保に取り組む中堅企業等を助成します。

活用例



中途採用で人材を確保し今後会社を成長させたい…
中高年を中核人材として活用したいが初めての中途採用なので不安がある…



【企業】小売業

資本金：1億円

常時雇用労働者数：250名

労働移動支援助成金の活用 (中途採用拡大コース)

- 中途採用計画を作成し、雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を向上させた場合は50万円、45歳以上の方を初めて中途採用した場合は60万円を支給。

※一定期間後に生産性が向上していた場合は割増助成あり。

労働移動支援助成金

検索

【お問い合わせ先】

都道府県労働局（雇用関係各種給付金申請等受付窓口一覧）

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/madoguchi.html>

刑期を終えた方等を雇用して、立ち直りを支援する協力雇用主である中堅企業等に対し、継続雇用し、技能習得等の指導を行った場合に、奨励金を支給します。

○協力雇用主

協力雇用主とは、刑期を終えた方等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、刑期を終えた方等を雇用する事業主です。協力雇用主になるには、保護観察所に登録いただく必要があります。

協力雇用主に対する国の支援制度

○刑務所出所者等就労奨励金支給制度

保護観察所の依頼に基づき、刑期を終えた方等を継続して雇用し指導を行い、その状況を保護観察所に報告いただいた場合、年間最大72万円の奨励金を支給します。

協力雇用主の広報



パンフレットのダウンロードはコチラ

新聞記事下広告（平成30年7月7日，8日・全国71紙）

政府広報 | 法務省

従業員をお探しの皆様へ

過去に罪を犯しても、技能や技術をもった人材が多数います。

犯罪や非行の前歴がある人を雇用して立ち直りを支援する「協力雇用主」に全国で2万社が登録をしています。

●国はこうした方の就業を通じて再チャレンジを支援しています。

継続して雇用し指導を行った場合、
年間で最大72万円支給します。

ご相談やアドバイスなど、保護観察所が
全面的にバックアップします。

「コレワーク」が雇用主のニーズに
合った人材採用のお手伝いをします。

働く場があることは再犯を防止することにつながります。「協力雇用主」となって安全で安心な社会の実現にご協力ください。

協力雇用主への登録をお考えの方は、最寄の保護観察所にご相談ください。

本年7月26日(木)東京都内を皮切りに、全国9か所で「再犯防止シンポジウム」を開催予定。

詳しくは [再犯防止 就労支援](#) [検索](#)

（出典：政府広報オンライン）

協力雇用主 パンフレット [検索](#)

【お問い合わせ先】

協力雇用主への登録・お問い合わせは最寄りの保護観察所まで

http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_hogo01-01.html

⑤外国人材を活用されたい方に

留学生を含む高度外国人材の採用を支援します。政府では、アフリカの若者に対して、日本の大学院教育や企業でのインターンシップを提供するなど、留学生の受入を進めています。

JETROでは、採用や就労に関する企業からの問合せにワンストップで答えます。地域の中堅企業等との交流の機会や、採用から企業に定着するまで専門家によるハンズオンサービスも提供します。

①情報提供・問合せへの
ワンストップ対応②ジョブフェア・セミナー
機会の提供③専門家による
伴走型支援企業ニーズに合わせ
たきめ細かな支援

地域の中堅・中小企業

(支援の例)
在留資格の申請について、
専門家がアドバイス。

法務省も、全国の地方入国管理局等で、在留資格の申請手続の相談を受け付け、法令ルールの解釈・申請の仕方のアドバイスなどを行います。

地方入国管理局に留学生の就職支援に係る専用の相談窓口を設けます。在留資格該当性など、在留資格変更許可申請に係る様々な事前相談に対応します（2018年11月に東京入国管理局において、試行的運用開始。今後、順次拡大予定）。

高度外国人材活躍推進プラットフォーム

検索

【お問い合わせ先】

独立行政法人 日本貿易振興機構 ビジネス展開支援部 新興国進出支援課

TEL : 03-3582-8355 E-mail : bdb-global@jetro.go.jp

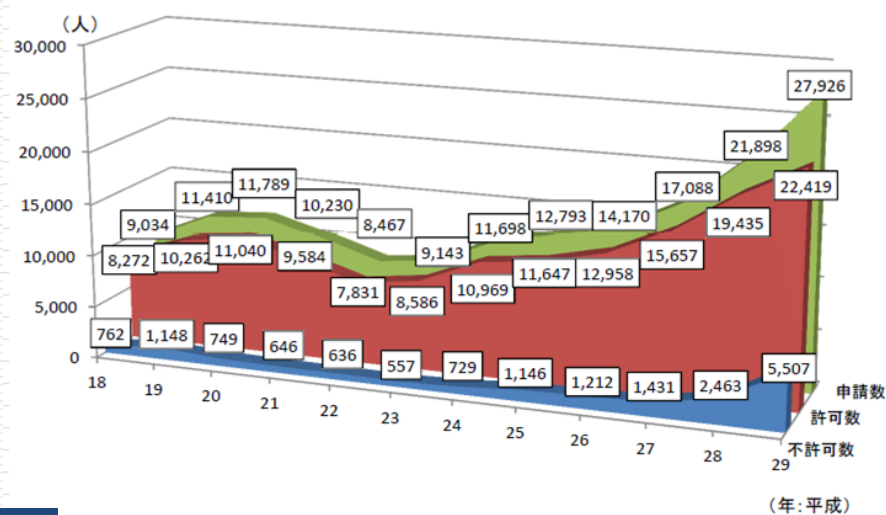
法務省 入国管理局 総務課企画室

TEL : 03-3580-4111 (内線 : 2793) FAX : 03-5511-7212

日本の4年制大学を卒業した留学生が中堅企業等に就職しやすくなるよう、在留資格の運用の見直しを進めています。これにより、例えば、外国人観光客が主たる顧客ではない中堅規模のホテルでも、留学生が就職できる可能性が高くなります。

外国人留学生の国内での就職状況等

- ・2016年度に、日本の大学又は大学院を卒業又は修了した者のうち、国内就職の割合は36%（出所：独立行政法人日本学生支援機構）
- ・2017年に、就職を目的とした在留資格変更の許可を受けた留学生数は22,419人



実施した取組

- 留学生が就職する際には在留資格の変更が必要。ガイドラインを改訂（変更の許可・不許可事例を充実）し、従事する仕事が生留資格に該当するか、留学生や企業が予見しやすとした。

今後の取組

- 早ければ、2019年春の卒業生の就職に間に合うよう、日本の4年制大学を卒業した留学生の在留資格の運用の見直しを検討中。

※ガイドラインについては、以下をご参照ください。

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00091.html

【お問い合わせ先】

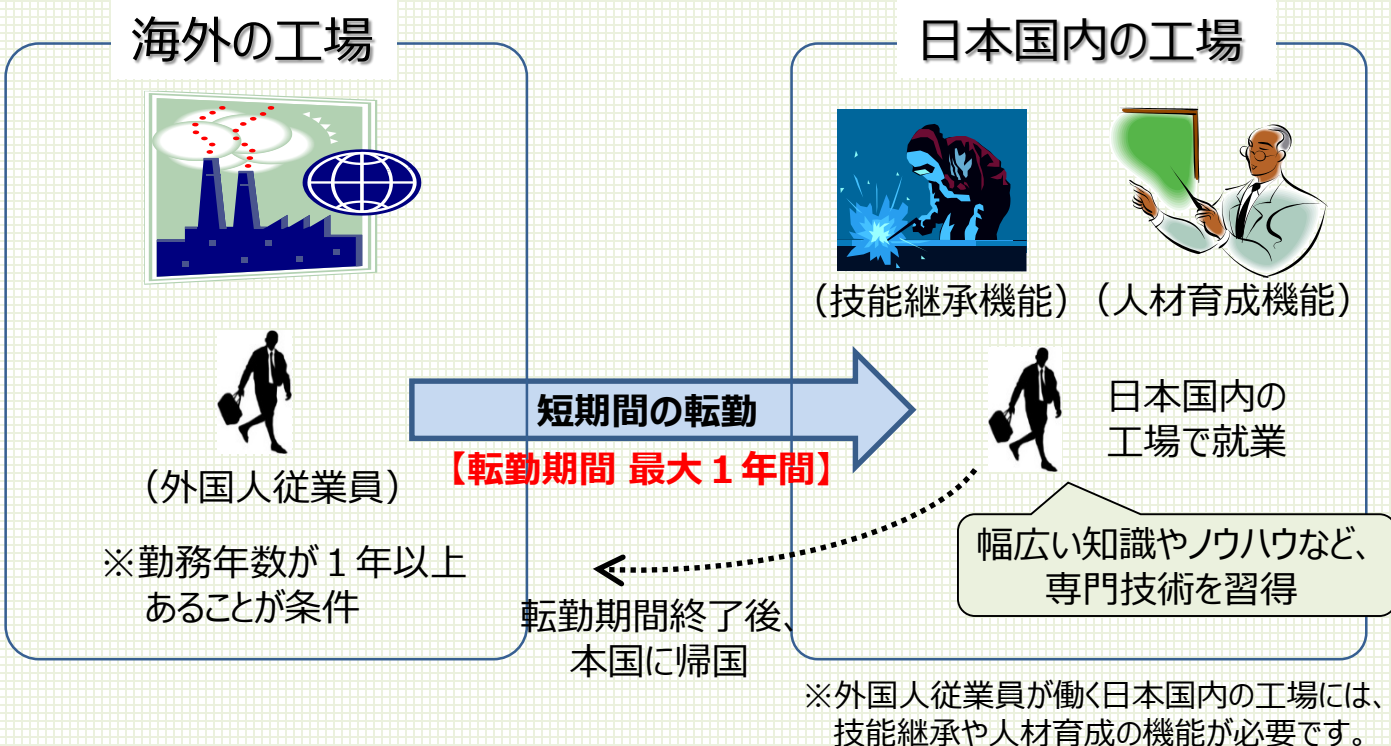
法務省入国管理局 総務課企画室

TEL : 03-3580-4111 (内線 : 2793)

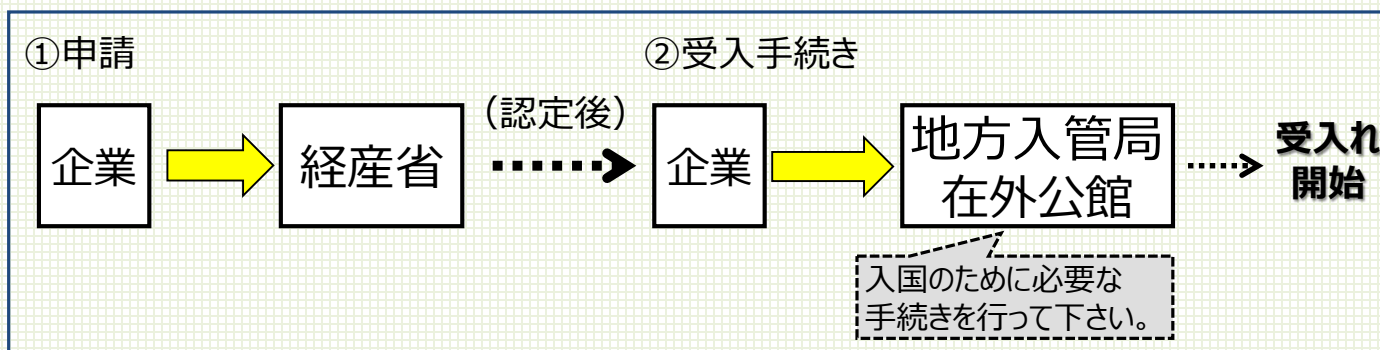
FAX : 03-5511-7212

ノウハウや専門技術を習得させるため、海外工場の外国人従業員の国内工場への転勤を支援します。

【日本国内の工場への転勤の流れ】



【外国人従業員を転勤させるための手続き】



製造業外国従業員受入事業

検索

【お問い合わせ先】

経済産業省 経済産業政策局 産業人材政策室

TEL : 03-3501-2259 E-mail : s-sansei-sangyojinzai-chukenkigyo@meti.go.jp

⑥技能実習制度等を活用されたい方に

外国人の技能実習制度の対象職種を機動的に拡大し、制度の活用を支援します。

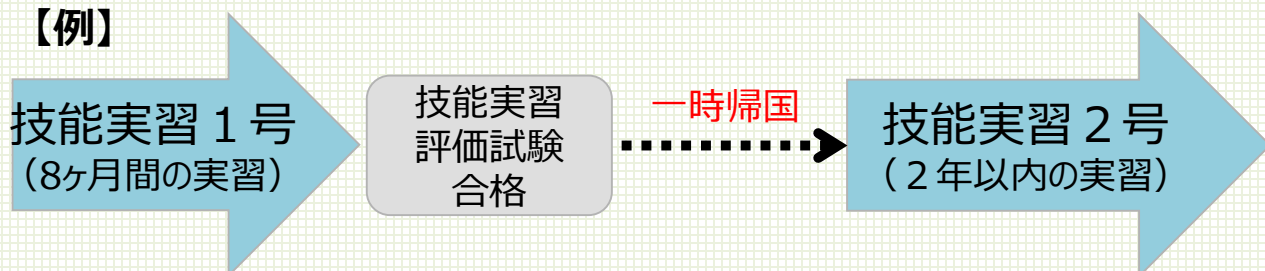
- 送出国のニーズ等を踏まえつつ、1年を越えた技能実習が可能となる職種を機動的に拡大します。
※平成30年11月12日に農産物漬物製造業、13日にリネンサプライ、16日に医療・福祉施設給食製造を追加。

季節性のある農業現場（耕種農業）でも、技能実習生を受け入れられるよう、現場実態に即した運用の明確化・周知も進めます。

- 農業において、関連業務として、実習時間の2分の1以下の時間で農産物を原材料として使用する製造・加工の作業を行うことができます。
【例】 野菜を材料としたカット野菜の加工
 果物を材料としたジュース・ワイン・ジャム等の製造

- 夏場を中心とした1年未満の技能実習を実施後、冬場に一時帰国し、再度入国して技能実習を行うことは制度上可能です。

【例】



外国人技能実習制度 **検索**

【お問い合わせ先】

法務省 入国管理局入国在留課

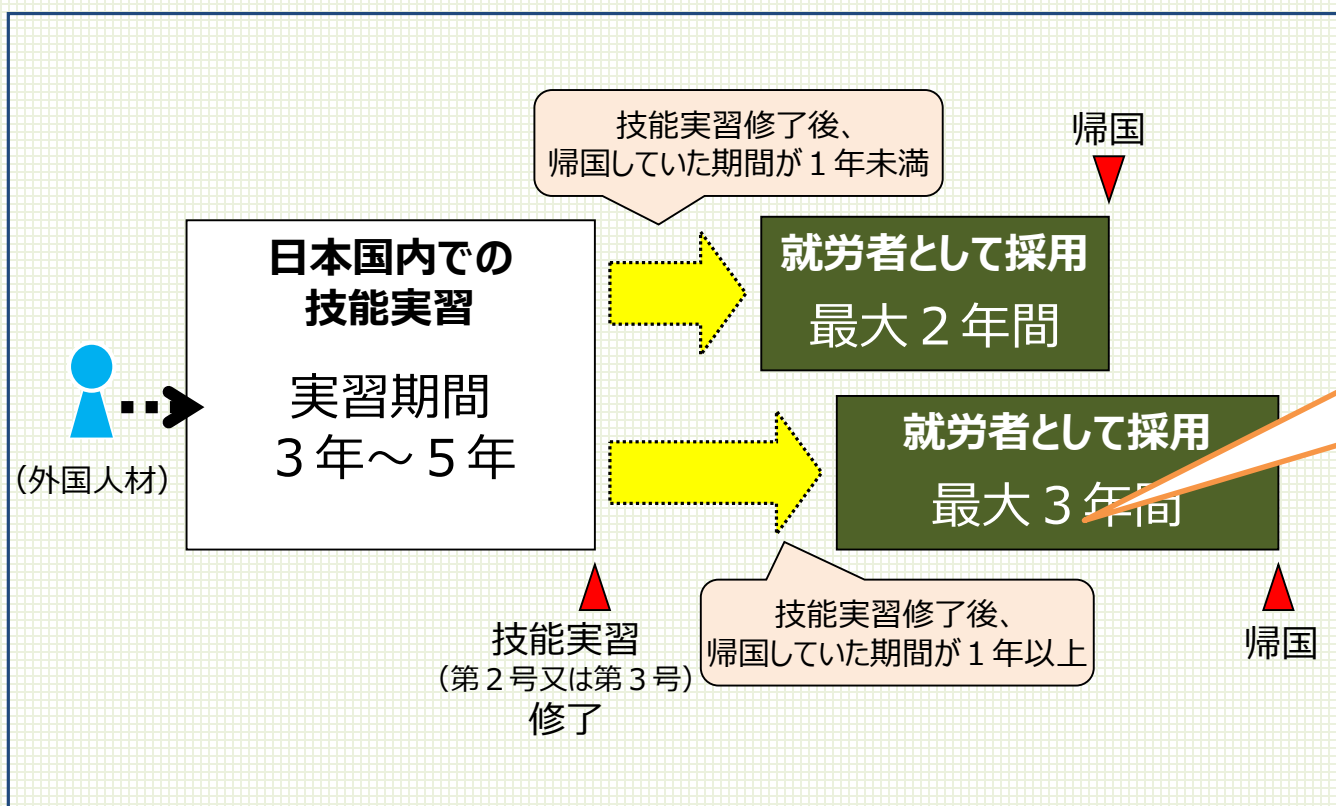
TEL : 03-3592-7383 FAX : 03-3592-7092

厚生労働省 人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室

TEL : 03-3595-3395 FAX : 03-3595-3414

建設・造船分野では、最長5年の通常の技能実習を修了した外国人を、3年間を限度として、従業員として採用することができます（2020年度で新規受入れを終了）。

【外国人材の採用の流れ】



外国人建設就労者受入事業、 外国人造船就労者受入事業

検索

【お問い合わせ先】

国土交通省 土地・建設産業局 建設市場整備課 労働資材対策室

TEL : 03-5253-8283 FAX : 03-5253-1555

国土交通省 海事局 船舶産業課

TEL : 03-5253-8634 FAX : 03-5253-1644

一定の専門性・技能を有する即戦力となる外国人材が、中堅企業等で就労できるよう、2019年4月から、新たな在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設します。これにより、技能実習2号を修了した者は、「特定技能1号」の在留資格により通算で5年間、就労が可能となります。

在留資格「特定技能」の創設

(※)新たな外国人材の受入れにおいては、技能実習2号を修了した者も対象となります。

1. 特定産業分野

- 人材を確保することが困難な状況にあるため、外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野
- 平成31年4月から特定技能1号による受入れを希望する意向が示されている分野は、以下のとおり
介護分野、ビルクリーニング分野、素形材産業分野、産業機械製造分野、電気・電子情報関連作業分野、建設分野、造船・船用工業分野、自動車整備分野、航空分野、宿泊分野、農業分野、漁業分野、飲食料品製造業分野、外食業分野

2. 受入れ対象者

- 相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格「特定技能1号」と、同分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格「特定技能2号」を新設する
- ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力を有することが基本

3. 外国人への支援

- 「特定技能1号」の外国人に対し、受入れ機関又は登録支援機関において、我が国での活動を安定的・円滑に行うことができるようにするための日常生活上、職業生活上又は社会生活上の支援を行う

4. 受入れ機関

- 受入れ機関は、外国人との間で所要の基準に適合した契約を締結するとともに、当該契約の適正な履行等が確保されるための所要の基準を満たさなければならない

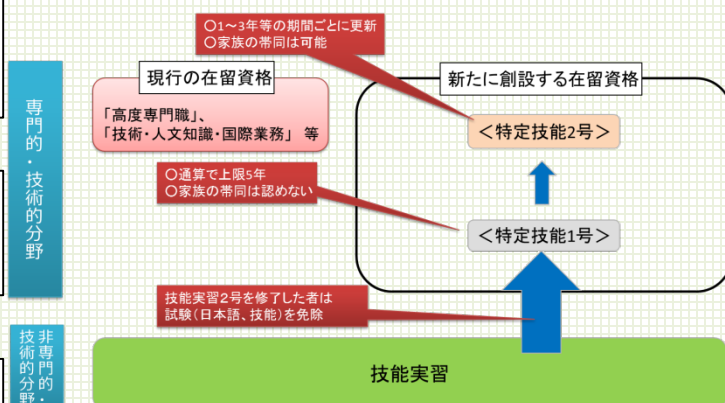
5. 登録支援機関

- 登録支援機関は、所要の基準を満たした上で、出入国在留管理庁長官の登録を受けて支援を行う

6. その他

- 「特定技能1号」は、在留期間の上限を通算5年とし、家族の帯同を基本的に認めない

新たな在留資格「特定技能」



【お問い合わせ先】

法務省入国管理局 総務課企画室

TEL : 03-3580-4111 (内線 : 2793)

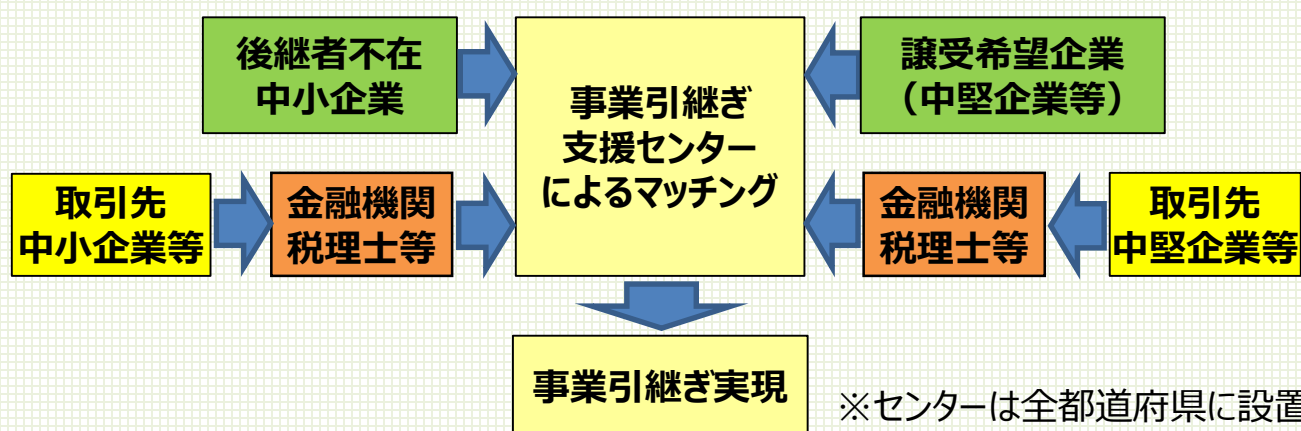
FAX : 03-5511-7212

① 事業を引き継ぐ相手を探されている方に

事業承継を希望する地域の中小企業とのマッチングを、全国47都道府県に設けられた「事業引継ぎ支援センター」が促進します。

このセンターでは、引継ぎやパートナー探しの専門家が地域の金融機関や税理士等と連携して、承継を希望する企業の強みや価値を評価した上で、適切な引継ぎ先企業を紹介します。引継ぎ先候補として、同一の都道府県内に限定することなく、金融機関や税理士と連携して、ブロック全域、さらには全国ワイドで企業を紹介します。

【事業引継ぎ支援センターの支援内容】



① 相談対応（一次対応）

② 登録機関への橋渡し（二次対応）

相談案件をセンターの登録機関（仲介業者、金融機関等）に取り次ぎ、全国ワイドでマッチング

③ センターによるマッチング（三次対応）

マッチング相手がいる場合や登録機関の不調案件をセンターが士業法人等を活用してマッチング

事業引継ぎ支援センター

検索

【お問い合わせ先】

経済産業省 中小企業庁 事業環境部 財務課

TEL : 03-3501-5803 FAX : 03-3501-6868

金融庁 監督局 総務課 監督調査室

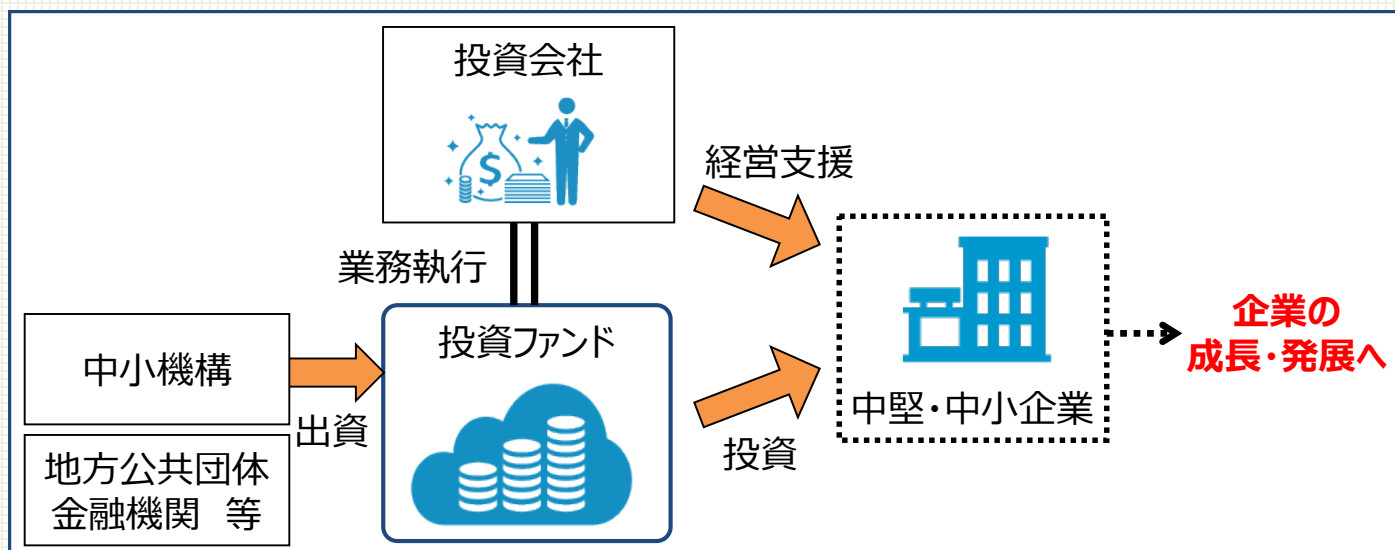
TEL : 03-3506-6373 FAX : 03-3506-6116

②事業承継で資金が必要な方に

政府系機関が、民間事業者と協力してファンドを設立すること等を通じて、事業を引き継ぐ中堅企業等に出資等を行います。

希望があれば、政府系機関の間で、事業者情報を紹介・共有し、最も適切なファンドが出資を行うこととなります。中堅企業等の側からみれば、長期間の出資を受け入れるため、引き継いだ中小企業の方も含め、財務の健全性を維持した経営が可能となります。同時に、多額の出資ニーズにも応えられるよう、ファンド資金規模の拡大を進めます。

【中小企業基盤整備機構の支援内容】



※多額の出資ニーズにもこたえられるよう、現状60億円となっている投資ファンドへの出資上限額を引き上げる制度見直しを行います。

支援内容の詳細、
各ファンドの連絡先等について

中小機構 ファンド事業

検索

【お問い合わせ先】

経済産業省 中小企業庁 経営支援部 技術・経営革新課（イノベーション課）

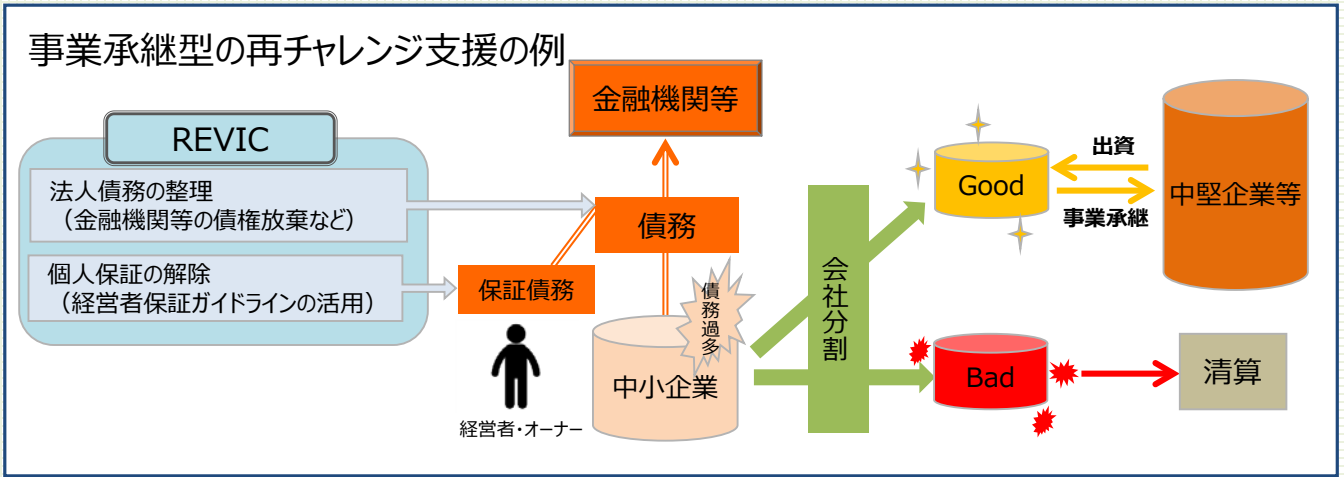
TEL：03-3501-1816 FAX：03-3501-7170

経済産業省 中小企業庁 事業環境部 金融課

TEL：03-3501-2876 FAX：03-3501-6861

【地域経済活性化支援機構（REVIC）の支援内容】

- 事業者の金融債務と経営者個人の保証債務を一体で整理することによって、経営者の再チャレンジを支援するとともに、有用な事業の中堅企業等への事業承継を促します。



REVIC 特定支援

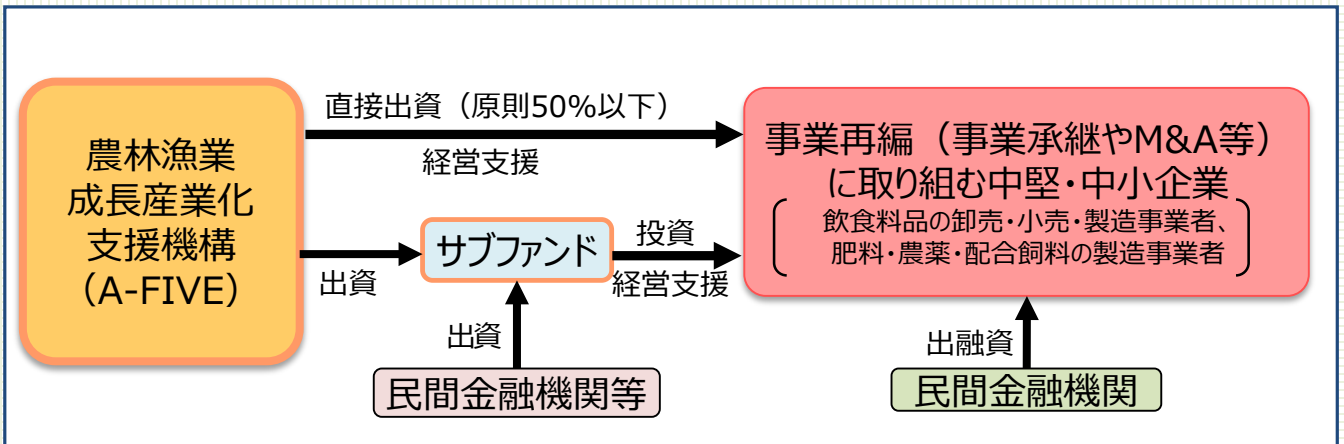
検索

【お問い合わせ先】

内閣府 地域経済活性化支援機構担当室

TEL : 03-3506-6655 FAX : 03-3506-6116

【農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE）の支援内容】



A-FIVE

検索

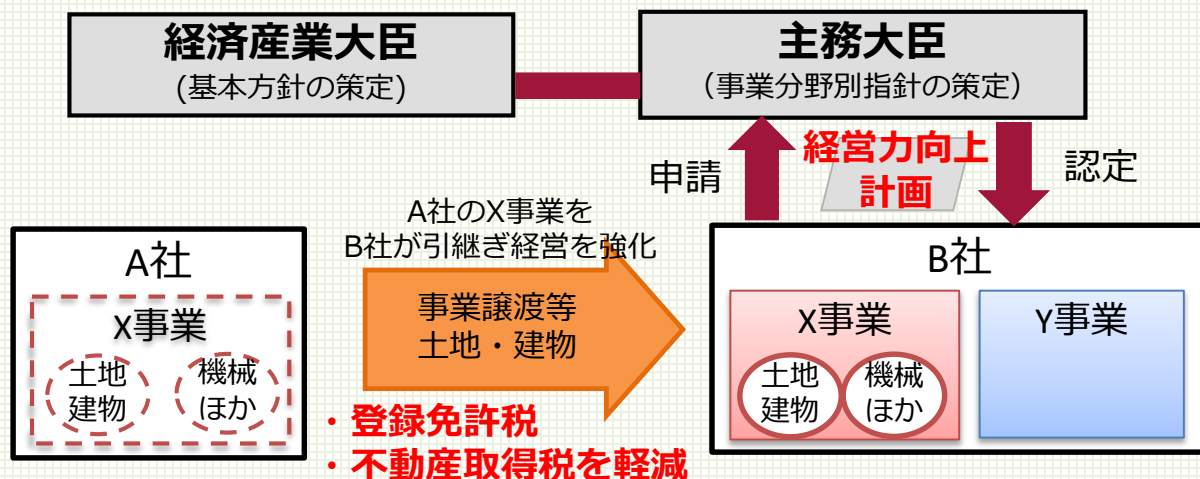
【お問い合わせ先】

農林水産省 食料産業局 産業連携課 ファンド室

TEL : 03-6744-2076 FAX : 03-6744-7175

③ 中小企業とのM&Aを検討している方に

中小企業のM & Aを行う中堅企業等が、計画を作成し、認定を受けることにより、登録免許税などの税負担が軽減されます。



<登録免許税の特例>		通常税率	計画認定時の税率
		不動産の 所有権 移転の登記	合併による移転の登記
分割による移転の登記	2.0%		0.4%
その他の原因による移転の登記	2.0%※		1.6%

※平成31年3月31日まで、土地を売買した場合には1.5%に軽減。

<不動産取得税の税率>		計画認定時の税率 (事業譲渡の場合※1)
土地 住宅	3.0%	取得した不動産の価格の1/6に 相当する額を控除
住宅以外の 家屋	4.0%※2	

※ 買い手側 (B社) の資本金額が1億円以下であること(租特法の中小企業者に該当すること)が必要

※1 合併・一定の会社分割の場合は非課税 ※2 事務所や宿舍等の一定の不動産を除く

事業承継 経営力向上計画

検索

【お問い合わせ先】

経済産業省 中小企業庁 事業環境部 財務課

TEL : 03-3501-5803 FAX : 03-3501-6868

① 研究開発をお考えの方に

全国各地の公設試験研究機関、産業技術総合研究所、農業・食品産業技術総合研究機構、土木研究所等が連携して、中堅企業等の研究開発を支援します。各機関のコーディネータが、適切な専門家を紹介します。

自社だけでは研究できないテーマについては、受託研究や共同研究なども行います。



先端技術を活用した製品開発や生産プロセスの改革をお手伝いします

産総研では7つの領域で、コーディネータを通じて、基礎から応用まで様々なステージに応じた共同研究や受託研究、技術相談が行えます。



【お問い合わせ先】

国立研究開発法人 産業技術総合研究所 イノベーション推進本部

地域連携推進部 中小企業連携室

技術相談窓口一覧 https://www.aist.go.jp/aist_j/inquiry/inquiry_main2.html

技術相談問合せフォーム

https://www.aist.go.jp/aist_j/collab/inquiry/technical_consultation.html

上記のフォームが使えない場合には、電話またはFAXでご相談ください。

TEL : 029-862-6201 FAX : 029-862-6146

受付時間 : 月～金 9:00～12:00、13:00～17:00 (祝日を除く)

※ 当該連絡先から、最適なコーディネータにご相談できます。



国立研究開発法人

農業・食品産業技術総合研究機構

農産物の持つ健康を維持・増進する機能などに着目した製品開発へのお手伝いや、現場課題に対応したソリューションの提供を行います。

農研機構では基礎、応用、実用などレベルに応じた受託研究や共同研究、技術相談が行えます。

食品加工・
機能性

環境

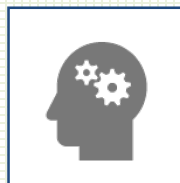
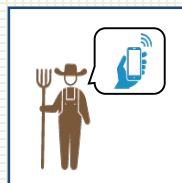
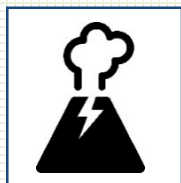
農業機械

防災・減災

品種・栽培

スマート農業

(ロボット・ICT) 情報・A I



農研機構 産学官連携お問い合わせ窓口

検索

【お問い合わせ先】

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構

産学連携室（コーディネーター連絡窓口）

TEL：029-838-6996 FAX：029-838-6536

※地域農研センターでも問合せを受け付けています。詳しくはHPをご参照ください。



国立研究開発法人

土木研究所

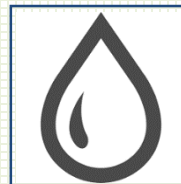
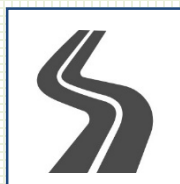
良質な社会資本の効率的な整備に貢献する研究をお手伝いします

土木研究所では、3つの領域分野で共同研究や研究相談が行えます。

防災・減災

社会資本の維持管理・更新

持続可能な社会に資する技術
(材料、水質、生態など)



【お問い合わせ先】

国立研究開発法人 土木研究所 企画部 研究企画課

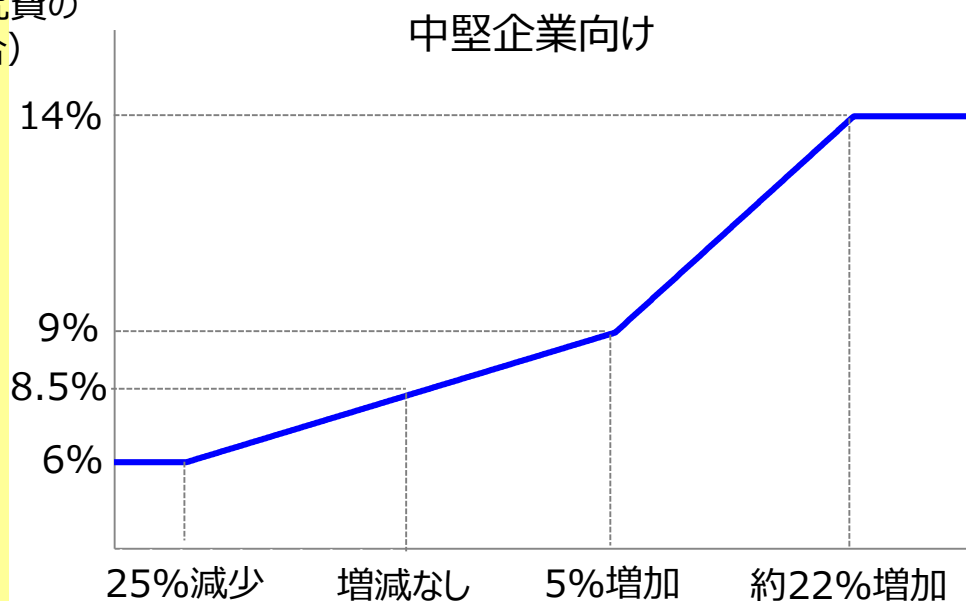
TEL：029-879-6751 FAX：029-879-6752

技術相談窓口一覧 <https://www.pwri.go.jp/jpn/contact/gijutsu.html>

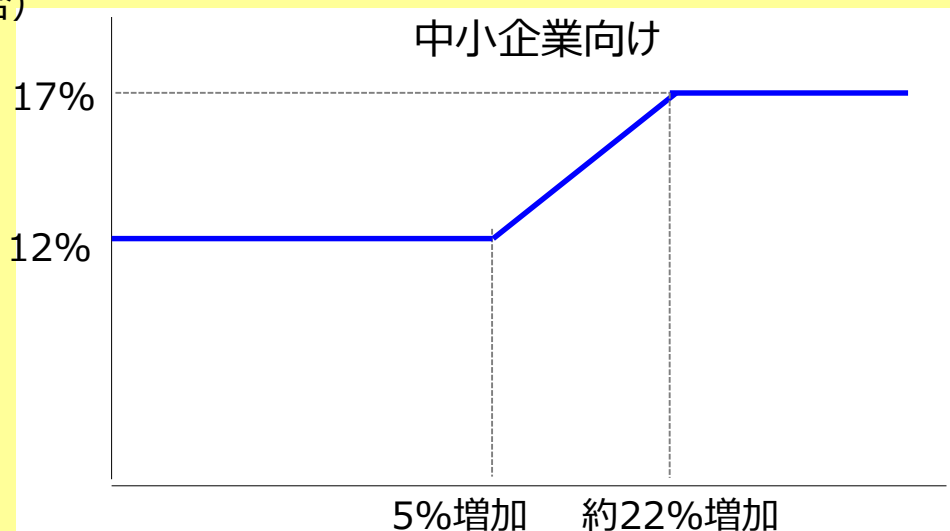
※当該連絡先から、最適なコーディネータにご相談できます。

研究開発に取り組む企業は、試験研究費の一定割合を法人税額から控除できます。試験研究費を過去3事業年度の平均よりも増加させた企業では、控除割合が大きくなります。

(試験研究費の
控除割合)



(試験研究費の
控除割合)



(試験研究費の過去3事業年度平均からの増減割合)

※中堅・中小企業ともに控除には上限があります。

http://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax.html

【お問い合わせ先】

経済産業省 産業技術環境局 技術振興・大学連携推進課

TEL : 03-3501-1778

FAX : 03-3501-9229

新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）は、中堅企業等の研究開発を助成します。助成に当たっては、ビジネス化や資金調達を後押しするため、他の企業や金融機関との橋渡しも支援します。

中堅企業等支援メニュー

NEDOの支援メニュー、公募事業を紹介しております。豊富なメニューから自社に合う支援をお選びください。

NEDO 支援メニュー

検索

○支援メニュー例

- ・NEDO先導研究プログラム
- ・戦略的省エネルギー技術革新プログラム
- ・NEDOマッチングスペース

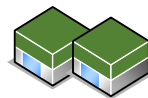


マッチング支援

中堅企業等の展示会への出展、ビジネスプランの発表の場を提供し、ビジネス展開を後押しします。



NEDOがマッチングの場をご提供



中堅企業等

出展・登壇



展示会

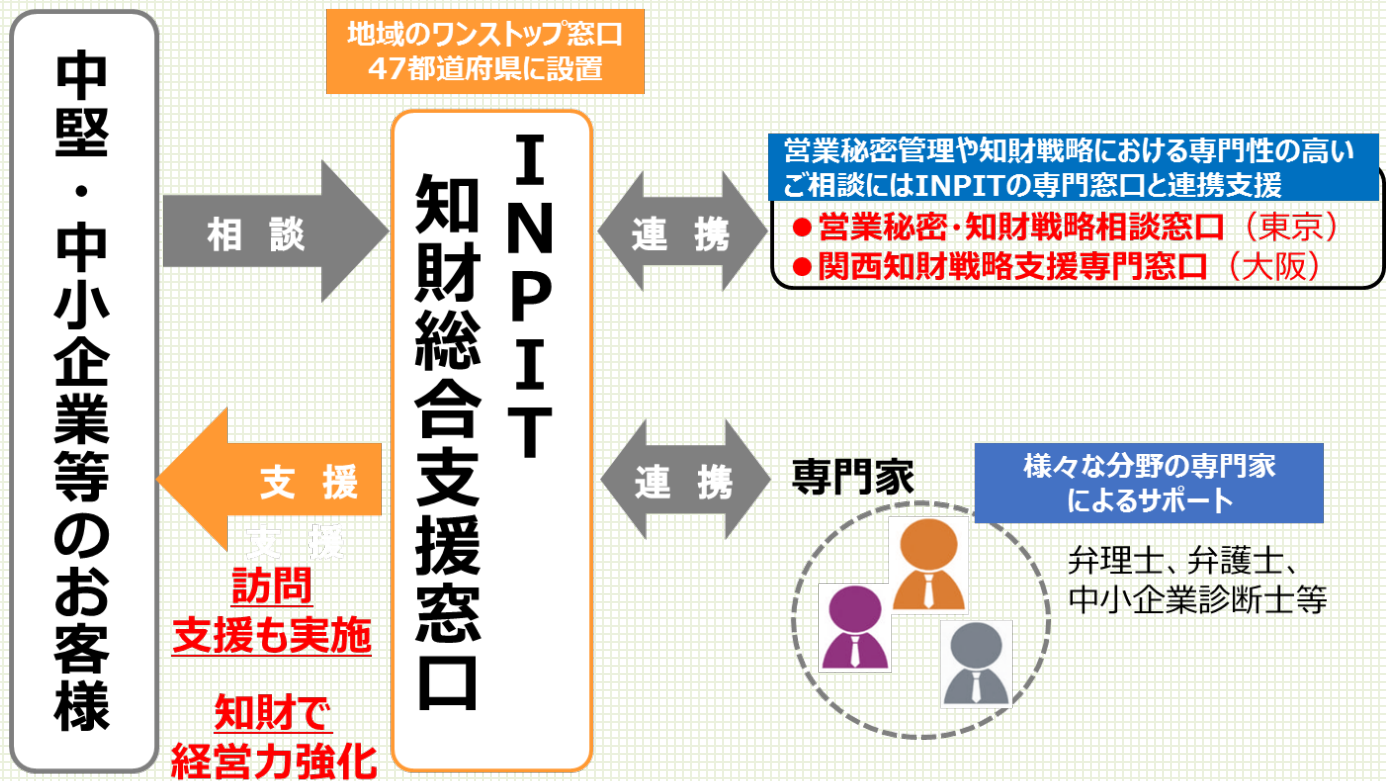
技術提供・提携・連携の橋渡し

【お問い合わせ先】

経済産業省 産業技術環境局 新エネルギー・産業技術総合開発機構室

TEL : 03-3501-1948 FAX : 03-3501-7877

研究開発の成果を、秘密情報（営業秘密）として秘匿するか、あるいは、知的財産権を取得するかは企業にとって重要な知的財産戦略です。全都道府県に設置された「知財総合支援窓口」を活用ください。



知財総合支援窓口

検索

【お問い合わせ先】

(独)工業所有権情報・研修館(INPIT) 知財総合支援窓口

TEL: (全国共通ナビダイヤル) 0570-082100

②新たな分野へ挑戦をお考えの方に

地域の特性を生かした、成長性の高い新たな分野への中堅企業等の挑戦を応援します。地域未来投資促進法に基づき、企業が地域経済牽引事業計画を策定し、都道府県の承認を受けることで、計画を実施するための施設・設備への投資減税、予算措置などにより支援をしています。

【支援の仕組み】 企業は事業計画を作成し、都道府県の承認を受けてください

＜地域未来投資促進法に基づく支援＞

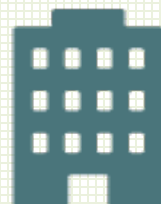
(中堅企業等)

(都道府県)



事業計画の作成

申請



計画の承認

【事業計画のポイント】

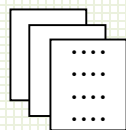
- ・地域の特性が見られる
- ・高い付加価値を得られる
- ・地域経済への波及効果がある 等

2018年11月末時点で、1,433の事業者による1,118件の計画が承認されています。

計画承認後

【主な支援の内容】

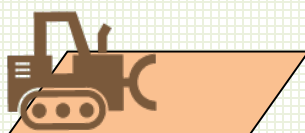
都道府県の承認を受けた事業計画



計画の実行



(農地等の開発利用)



(設備投資)



＜主な支援措置＞

農地等の開発許可の基準の緩和

設備投資への補助
(最大5千万円)

設備投資額に応じた減税措置

地域未来投資促進法

検索

【お問い合わせ先】

経済産業省 地域経済産業グループ 地域企業高度化推進課

TEL : 03-3501-1587

FAX : 03-3501-6231

地域金融機関の融資を受け、地域の特性を活かした事業を立ち上げる場合、国と地方自治体が一体となって支援します。

1. 対象事業者、対象経費

民間事業者の初期投資経費（施設整備費・機械装置費・備品費）

2. 補助額、補助率

上限額	補助率
原則2,500万円	原則1/2

交付金

地域金融
機関融資

中堅・
中小企業

「ファクトリーショップ」、「スイーツモール」、「道の駅」の3つの機能を備えた北九州スイーツヴィレッジの整備（福岡県）

- 自社製品の製造工程が見学可能で、できたてスイーツを提供
- ・地域産品提供の拠点施設となり、道の駅の機能を包含



交付金

地域金融
機関融資

中堅・
中小企業

新天理駅前広場「食と旅の拠点施設」の整備（奈良県）

- 地域産品を中心とした飲食の提供
- ・サイクリングやノルディックウォーク等の周遊観光ツールを提供



【お問い合わせ先】

総務省 地域力創造グループ 地域政策課

TEL : 03-5253-5523

FAX : 03-5253-5530